

令和3年5月版（令和2年5月版追補）

原子力損害賠償事例集

**第1部
（参考事例一覧）**

**原子力損害賠償紛争解決センター
（文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室）**

1 当センターにおいてこれまでに蓄積された和解解決例を整理し、当センター内の仲介委員及び調査官の職務上の資料として共有するとともに、閲覧・検索がしやすい形でセンターにおける和解解決例を公表することにより、原子力損害の被害者が当センターを利用する際の判断資料として公表事例を活用することを意図し、令和2年5月版原子力損害賠償事例集（以下「令和2年版」という。）を公表した。

公表番号146から1553までの事例を取りまとめた令和2年版は、収録された事案の和解成立時期が平成24年から令和元年までの長期間に及ぶものであり、事例集自体の分量も大部のものとなった。今般、令和2年版を追補する趣旨で、公表番号1554から1710までの事例（令和元年7月から令和2年8月までに成立した和解の概要）を取りまとめたものを令和3年5月版原子力損害賠償事例集（以下「本事例集」という。）として公表することとした。これにより、近年に和解が成立し、公表された事案に限って、その概要を閲覧・検索することが可能となる。

本事例集は、あくまでも、個別の被害者における具体的事情を前提とする和解事例を提示するものであって、当該事案を離れて一般化したり、基準として用いたりできるものではないことは、令和2年版と同様である。

2 本事例集は、令和2年版と同様、次に説明をするような二部構成とし、目次の構成も同様にしている。もっとも、第1部について、中間指針等の整理や項目冒頭の補足説明の記載は、令和2年版との重複を避ける趣旨で記載を省略している。各見出しにおいて令和2年版の該当ページを掲記しているので、令和2年版も併せて参照していただきたい。

① 第1部

中間指針の第四次追補まで及び総括基準の損害項目ごとに関連する事案の損害項目を、公表の際の「事案の概要」を参考に対象となる損害項目、期間等をできるだけ明示して一覧できるようにした。紹介箇所に関しては、必ずしも厳密な分類にこだわらず、また、重複をいとわずに当該項目に関連する事案を参照できるように心掛けている。

ホームページによる和解契約書の公表の際には公表番号とともに事案の概要に関する紹介文を設けているが、本事例集でもこの公表番号を利用し、公表番号に続けて、後述の各事例の個票における各損害項目の解説の番号を「※●」として掲記し、「公表番号●●●●※●」などとして紹介している。

② 第2部

各事例の内容を分析し、個票として取りまとめた。

各個票には、まず、「1 事案の概要」として、公表番号、公表の際の事案の概要、第1部における紹介箇所を明示した。ここでの事案の概要は、原則としてホームページによる和解契約書の公表の際の紹介文によっている。

次に、「2 基本情報」において、当該事例の申立日及び全部和解成立日並びに申立人の事故時住所、人数、弁護士代理の有無及び損害類型を記載した。なお、人数は申立時の人数であり、その後、和解契約の締結等によって終局するまでの間に申立人の追加があった場合には、かかる追加が反映されているものではない。

「3 和解の概要」においては、申立人ごとに、和解により賠償の対象となった各損害項目について、

和解の種類、細目、和解金額、対象期間等を記載し、集計した。契約書上に表示されている詳細な和解項目等についてはホームページ上で公表されている和解契約書も併せて参照されたい。その上で、特に中心的な論点に係る損害項目については、申立ての内容、東京電力の対応、パネルの判断等を記録上読み取れる範囲ではあるが補足し、併せて対象となる中間指針の適用関係等も指摘している。集団申立事案等については集団全体の概要も理解できるように工夫した。したがって、これらの記載は、当該案件を担当したパネルの真意を確認して記述したものではないことに留意されたい。

3 近年、原発事故からの時の経過に伴い、各種復興施策の進展やそれぞれの被害者が置かれている生活環境に変化等によって事業や生活の具体的な事情が多様に変化しており、その多様な状況ないし事情を個別具体的に捉えて丁寧に審理することが和解案を提示するためには必要となっている（当センター令和2年活動状況報告書（令和3年3月）18頁）。本事例集に掲載した事例は、当センターを構成した多くの仲介委員及び調査官による原子力損害賠償紛争の解決に向けた真摯な活動の積み重ねの成果である。本事例集が、原子力損害の被害者が当センターを利用する際の判断に資することを期待する。

目次

第1	避難指示等に係る損害	令和2年版15頁	9
1	対象区域（中間指針第3・第二次追補第2の1(1)）	令和2年版15頁	9
2	避難等対象者（中間指針第3〔避難等対象者〕）	令和2年版17頁	9
(1)	中間指針等の整理	令和2年版17頁	9
(2)	当該指針に関する和解事例	令和2年版17頁	9
ア	避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者	令和2年版17頁	9
イ	事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞 在を余儀なくされた者	令和2年版19頁	9
3	検査費用（人）（中間指針第3の1）	令和2年版22頁	9
4	避難費用（中間指針第3の2・第二次追補第2の1・第四次追補第2）	令 和2年版23頁	9
(1)	中間指針等の整理	令和2年版23頁	9
(2)	当該指針に関する和解事例	令和2年版27頁	9
ア	避難費用	令和2年版27頁	9
(ア)	交通費、家財道具移動費用	令和2年版27頁	10
(イ)	宿泊費等	令和2年版29頁	10
(ウ)	その他生活費増加費用	令和2年版32頁	10
イ	損害額の算定	令和2年版40頁	12
(ア)	交通費、家財道具移動費用、宿泊費等	令和2年版40頁	12
(イ)	その他生活費増加費用	令和2年版41頁	12
ウ	避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用	令和2年版 43頁	12
5	一時立入費用（中間指針第3の3）	令和2年版48頁	13
(1)	中間指針等の整理	令和2年版48頁	13
(2)	当該指針に関する和解事例	令和2年版48頁	13
6	帰宅費用（中間指針第3の4）	令和2年版51頁	13
7	生命・身体的損害（中間指針第3の5）	令和2年版52頁	13
(1)	中間指針等の整理	令和2年版52頁	13
(2)	当該指針に関する和解事例	令和2年版52頁	13
ア	避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害	令和2年版5 3頁	13
(ア)	逸失利益	令和2年版53頁	13

(イ) 治療費、薬代	令和2年版54頁	13
(ウ) 精神的損害	令和2年版55頁	14
(エ) その他	令和2年版61頁	14
イ 避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用	令和2年版64頁	15
ウ その他生命・身体的損害に関する事例	令和2年版64頁	15
8 精神的損害（中間指針第3の6・第二次追補第2の1・第四次追補第2の		
1）	令和2年版65頁	15
(1) 中間指針等の整理	令和2年版65頁	15
(2) 当該指針に関する和解事例	令和2年版74頁	15
ア 避難等対象者の日常生活阻害慰謝料	令和2年版74頁	15
イ 日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について	令和2年版77頁	15
ウ 日常生活阻害慰謝料の賠償額について	令和2年版78頁	15
(ア) 増額事例	令和2年版78頁	15
a 要介護状態にあること	令和2年版78頁	15
b 身体または精神の障害があること	令和2年版84頁	16
c 重度または中程度の持病があること	令和2年版89頁	18
d 上記（aからcまで）の者の介護を恒常的に行ったこと	令和2年版91頁	18
e 懐妊中であること	令和2年版100頁	21
f 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと	令和2年版100頁	23
g 家族の別離、二重生活等が生じたこと	令和2年版101頁	25
h 避難所の移動回数が多かったこと	令和2年版105頁	30
i 上記aからhまで以外の事由に基づく増額事例	令和2年版106頁	31
(イ) 第四次追補の慰謝料	令和2年版107頁	31
エ 賠償期間について	令和2年版108頁	31
(ア) 「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例	令和2年版108頁	31
(イ) (ア)以外の避難終了が問題となった事例	令和2年版115頁	32
(ウ) その他	令和2年版116頁	32
オ 屋内退避者・滞在者の損害額	令和2年版117頁	32
(ア) 屋内退避者に関するもの	令和2年版117頁	32
(イ) 滞在者に関するもの	令和2年版118頁	32
カ その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害		

を伴わない精神的損害（中間指針第3の6備考11）	令和2年版118頁	32
9 営業損害（中間指針第3の7・第二次追補第2の2）	令和2年版121頁	32
(1) 中間指針等の整理	令和2年版121頁	32
(2) 当該指針に関する和解事例	令和2年版124頁	32
ア 避難指示等に伴う逸失利益	令和2年版125頁	32
(ア) 農林水産業	令和2年版125頁	32
(イ) 製造業・加工業	令和2年版127頁	33
(ウ) 販売業	令和2年版128頁	33
(エ) 建設業	令和2年版130頁	33
(オ) 不動産業	令和2年版131頁	33
(カ) 医療業	令和2年版132頁	33
(キ) 観光業	令和2年版132頁	34
(ク) サービス業	令和2年版132頁	34
(ケ) その他	令和2年版134頁	34
イ 避難指示等に伴う追加的費用	令和2年版135頁	34
(ア) 従業員に係る追加的な経費	令和2年版135頁	34
(イ) 商品や営業資産の廃棄費用	令和2年版136頁	34
(ウ) 除染費用等	令和2年版136頁	34
(エ) 事業拠点の移転費用	令和2年版136頁	34
(オ) 営業資産の移動・保管費用	令和2年版138頁	34
(カ) その他追加的費用	令和2年版139頁	34
ウ 避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用	令和2年版142頁	35
(ア) 避難指示区域（旧警戒区域及び旧計画的避難区域）	令和2年版142頁	35
(イ) 旧緊急時避難準備区域	令和2年版143頁	35
(ウ) その他避難区域	令和2年版144頁	35
エ 廃業損害	令和2年版144頁	35
オ その他	令和2年版146頁	36
(ア) 営業損害の終期	令和2年版146頁	36
(イ) 特別の努力・中間収入の非控除	令和2年版147頁	36
(ウ) 「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法	令和2年版149頁	36
a 事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例	令和2年版149頁	36

b	平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合	令和2年版150頁	36
c	営業開始直後・開業準備中であつたなどにより事故前の営業実績等がない場合	令和2年版152頁	36
d	その他	令和2年版153頁	36
(エ)	その他（事故前の投下資本の回収不能等）	令和2年版155頁	37
10	就労不能等に伴う損害（中間指針第3の8・第二次追補第2の3）	令和2年版157頁	37
(1)	中間指針等の整理	令和2年版157頁	37
(2)	当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）	令和2年版159頁	37
ア	減収分	令和2年版159頁	37
(ア)	雇用継続	令和2年版160頁	37
(イ)	解雇その他の離職（未就労）	令和2年版162頁	37
(ウ)	解雇その他の離職（再就職）	令和2年版168頁	38
イ	追加的費用	令和2年版175頁	39
ウ	その他	令和2年版176頁	39
(ア)	就労予定者	令和2年版176頁	39
(イ)	退職金差額	令和2年版176頁	39
(ウ)	帰還に伴う就労不能	令和2年版177頁	39
(エ)	特別の努力・中間収入の非控除	令和2年版177頁	39
(オ)	その他	令和2年版180頁	39
11	検査費用（物）（中間指針第3の9）	令和2年版182頁	39
(1)	中間指針等の整理	令和2年版182頁	39
(2)	当該指針等に関する和解事例	令和2年版182頁	39
12	財物価値の喪失又は減少等（中間指針第3の10・第二次追補第2の4・第四次追補第2の2）	令和2年版183頁	39
(1)	中間指針等の整理	令和2年版183頁	39
(2)	当該指針等に関する和解事例	令和2年版186頁	40
ア	管理不能等	令和2年版187頁	40
(ア)	価値喪失又は減少分	令和2年版187頁	40
(イ)	追加的費用	令和2年版189頁	40
イ	放射性物質曝露等	令和2年版190頁	40
(ア)	価値喪失又は減少分	令和2年版190頁	40
(イ)	追加的費用	令和2年版191頁	40

ウ	価値喪失又は減少の予防費用	令和2年版191頁	40
エ	不動産	令和2年版192頁	40
(ア)	帰還困難区域外の不動産の価値減少率	令和2年版192頁	40
(イ)	事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等）	令和2年版196頁	40
(ウ)	借地権	令和2年版201頁	41
(エ)	その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、その他）	令和2年版202頁	41
(オ)	住居確保損害	令和2年版204頁	41
(カ)	事業用不動産	令和2年版206頁	42
オ	動産	令和2年版208頁	42
(ア)	家財	令和2年版208頁	42
(イ)	その他個人用動産	令和2年版211頁	42
(ウ)	事業用動産	令和2年版212頁	42
カ	その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等）	令和2年版219頁	43
第2	政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害（中間指針第4）	令和2年版220頁	43
第3	政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第5）	令和2年版222頁	43
1	中間指針等の整理	令和2年版222頁	43
2	当該指針等に関する和解事例	令和2年版223頁	43
(1)	営業損害	令和2年版223頁	43
ア	同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分	令和2年版223頁	43
イ	同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用	令和2年版228頁	43
ウ	同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用	令和2年版229頁	44
エ	同指示等の解除後の減収分及び追加的費用	令和2年版229頁	44
(2)	就労不能損害	令和2年版230頁	44
(3)	検査費用	令和2年版230頁	44
第4	その他の政府指示等に係る損害（中間指針第6）	令和2年版231頁	44
第5	いわゆる風評被害について（中間指針第7）	令和2年版234頁	44
1	一般的基準（中間指針第7の1）	令和2年版234頁	44

2	農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第7の2・第三次追補）	令和2年版236頁	44
(1)	中間指針等の整理	令和2年版236頁	45
(2)	当該指針等に関する和解事例	令和2年版239頁	45
ア	福島県内	令和2年版239頁	45
イ	福島県外のうち、指針上明記されている都道府県	令和2年版246頁	46
ウ	福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県	令和2年版252頁	46
3	観光業の風評被害（中間指針第7の3）	令和2年版254頁	46
(1)	中間指針等の整理	令和2年版254頁	46
(2)	当該指針等に関する和解事例	令和2年版256頁	46
ア	福島県内	令和2年版257頁	46
イ	福島県外のうち、指針上明記されている都道府県	令和2年版257頁	47
ウ	福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県	令和2年版259頁	47
4	製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第7の4）	令和2年版261頁	47
(1)	中間指針等の整理	令和2年版261頁	47
(2)	当該指針等に関する和解事例	令和2年版262頁	47
ア	福島県内	令和2年版262頁	47
イ	福島県外	令和2年版267頁	48
5	輸出に係る風評被害（中間指針第7の5）	令和2年版270頁	48
6	その他風評被害	令和2年版273頁	48
第6	いわゆる間接被害（中間指針第8）	令和2年版275頁	48
1	中間指針等の整理	令和2年版275頁	48
2	当該指針等に関する和解事例	令和2年版275頁	48
第7	放射線被曝による損害（中間指針第9）	令和2年版286頁	48
第8	被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第10の1）	令和2年版287頁	48
第9	地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第10の2）	令和2年版289頁	48
1	中間指針等の整理	令和2年版289頁	49
2	当該指針等に関する和解事例	令和2年版290頁	49
(1)	財物損害	令和2年版291頁	49
(2)	民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害	令和2年版291頁	49
(3)	被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用	令和2年版291頁	49

頁.....	49
(4) それ以外の損害 令和2年版292頁.....	49
ア 測定経費 令和2年版292頁.....	49
イ 機器購入費 令和2年版292頁.....	49
ウ 除染費用 令和2年版292頁.....	49
エ 広告費用 令和2年版292頁.....	49
オ 旅費・交通費 令和2年版293頁.....	49
カ 人件費 令和2年版293頁.....	49
キ その他損害 令和2年版293頁.....	49
第10 自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第3）令和2年版294頁.....	49
1 中間指針等の整理 令和2年版294頁.....	49
2 当該指針等に関する和解事例 令和2年版298頁.....	49
(1) 対象区域 令和2年版298頁.....	49
(2) 対象者 令和2年版301頁.....	49
(3) 損害項目 令和2年版303頁.....	49
ア 避難及び帰宅に要した移動費用 令和2年版303頁.....	49
イ 生活費増加費用 令和2年版311頁.....	50
ウ 精神的損害 令和2年版321頁.....	52
エ 生命・身体的損害 令和2年版328頁.....	52
オ 除染費用 令和2年版330頁.....	53
カ 財物損害 令和2年版333頁.....	53
キ 就労不能損害 令和2年版333頁.....	53
ク 避難雑費 令和2年版336頁.....	53
ケ その他損害 令和2年版342頁.....	54
(4) その他論点 令和2年版342頁.....	54
第11 その他 令和2年版345頁.....	55
1 除染費用（中間指針第二次追補第4） 令和2年版345頁.....	55
(1) 中間指針等の整理 令和2年版345頁.....	55
(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版347頁.....	55
ア 避難等対象区域に係る事例 令和2年版347頁.....	55
イ 避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例 令和2年版349頁.....	55
2 弁護士費用 令和2年版355頁.....	55
3 遅延損害金 令和2年版357頁.....	56

4	立証方法等（集団案件含む。）	令和2年版359頁	56
(1)	中間指針等の整理	令和2年版359頁	56
(2)	当該指針等に関する和解事例	令和2年版359頁	56

第1 避難指示等に係る損害 令和2年版15頁

1 対象区域（中間指針第3・第二次追補第2の1(1)） 令和2年版15頁

2 避難等対象者（中間指針第3〔避難等対象者〕） 令和2年版17頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版17頁

(2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版17頁

ア 避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者 令和2年版17頁

イ 事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞在を余儀なくされた者 令和2年版19頁

【公表番号1574※3】 原発事故当時仙台市内の専門学校の学生であった申立人について、原発事故前に同学校に対して退寮届を提出し、居住制限区域（富岡町）内の自宅を住所と届け出ていた上、平成23年4月には就職見込みであったこと等から、原発事故当時の生活の本拠地を上記自宅と認定して平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1605※1】 帰還困難区域（双葉町）内において出生以降、生活をし、同町内に自宅を有し、原発事故当時は、妻子を自宅に残して北海道に単身赴任をしていた申立人が、生活の本拠は双葉町と判断され、避難等対象者と認められて、中間指針第四次追補に基づく精神的損害等が賠償された事例

【公表番号1637※1】 原発事故前から体調を悪くしていたことから、青森県の勤務先を退職して居住制限区域（浪江町）内に所在する実家で療養したいと考えていた申立人について、避難等対象者に準じて、原発事故に伴う避難指示により浪江町の実家に戻ることができなかったため両親の避難先の近くにアパートを借りることを余儀なくされたことにより生じた平成24年7月から平成25年6月までの家賃、駐車場料金及び光熱費の基本料金等並びに借家人賠償保険料及び仲介料が賠償された事例

【公表番号1664※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内において出生以降、一時期を除いて生活をし、同区内に自宅を有していた申立人について、原発事故当時は妻子を自宅に残して避難指示等対象区域外に単身赴任をしていたものの、毎週末及び長期休暇等には上記自宅で生活していたことを考慮し、平成23年3月分から平成29年6月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1687※1】 住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故時にも一時的に住民票上の住所地が所在する都道府県にいたが、個人事業に係るメール等の提出資料から、両親と共に避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）の実家においても一定程度生活していることが認められ、避難により実家に戻れなくなり、区域外滞在を余儀なくされたとして、平成23年4月分から平成24年2月分まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

3 検査費用（人）（中間指針第3の1） 令和2年版22頁

4 避難費用（中間指針第3の2・第二次追補第2の1・第四次追補第2） 令和2年版23頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版23頁

(2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版27頁

ア 避難費用 令和2年版27頁

(ア) 交通費、家財道具移動費用 令和2年版27頁

(イ) 宿泊費等 令和2年版29頁

【公表番号1583※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外亡父について、親戚宅へ避難した際に支払った謝礼が宿泊費として賠償された事例

【公表番号1614※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病に罹患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境、事故前居住地の環境全般等からすれば避難先における治療の継続が必要であったことを考慮し、平成23年5月分から平成27年11月分までの避難先における賃料が賠償された事例

【公表番号1637※1】 原発事故前から体調を悪くしていたことから、青森県の勤務先を退職して居住制限区域（浪江町）内に所在する実家で療養したいと考えていた申立人について、避難等対象者に準じて、原発事故に伴う避難指示により浪江町の実家に戻ることができなかったため両親の避難先の近くにアパートを借りることを余儀なくされたことにより生じた平成24年7月分から平成25年6月分までの家賃、駐車場料金及び光熱費の基本料金等並びに借家人賠償保険料及び仲介料が賠償された事例

【公表番号1677※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の親族所有の建物において使用貸借契約に基づき無償で居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、避難先住居の賃料及び共益費を負担した申立人について、住居確保損害として、当該家賃及び共益費の8年分相当額が賠償された事例

(ウ) その他生活費増加費用 令和2年版32頁

【公表番号1557※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、申立人らが避難中に支出した物品（扇風機2台分）購入費等が賠償された事例

【公表番号1569※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人が原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたこと等を考慮し、避難中の生活費増加費用（食費増加分）として合計84万円（平成23年から平成29年までの7年分について年額12万円）を認め、そこから既に農協を通じて賠償を受けた自家用野菜に係る27万円を控除した57万円が賠償された事例

【公表番号1571※3、※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外への避難を継続している申立人ら（父母及び未成年の子3名）について、避難先における父母の再就職や子3名の就学状況等の事情を考慮し、平成24年7月から平成28年3月までの一時帰宅費用及び駐車場代等が賠償された事例

【公表番号1573※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に里帰り出産のために一時帰省していたところ、原発事故により避難を余儀なくされた申立人らについて、平成24年2月から同年11月までに購入した家財道具購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号1583※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外亡父について、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続において自家用野菜に係る賠償として支払われた9万4000円とは別に、平成23年3月分から平成27年1月分までの食費増加費用として37万6000円が、亡父の火葬費用について避難元の公営斎場における火葬費用に比して高額となった差額分の全額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1584※1】 特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた申立人らについて、原発事故前は自ら田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮し、申立人ごとに田畑の除染時期から1年後（最長で平成29年3月分）まで、食費増加費用（世帯人数に応じ、米につ

- いて年額4万円又は6万円、野菜について年額8万円又は12万円)が賠償された事例
- 【公表番号1591※1】 帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人らについて、1. 原発事故前は、自己所有の田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたとして、直接請求手続による既払金とは別に平成23年3月から平成28年3月までの49万円が、2. 原発事故前は、井戸水等を利用して生活していたから水道料金の負担をしていなかったが、避難によってその負担を余儀なくされたとして、避難先での平成23年8月から平成28年3月までの水道料金19万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1596※1】 帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人について、平成30年4月から同年6月までに浪江町内において実施された行政区の会合等に出席するために負担した交通費及び宿泊費が賠償された事例
- 【公表番号1619※1、※2】 避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人について、生活費増加分として、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続において自家用野菜に係る賠償として支払われた8万8750円とは別に平成23年3月分から平成28年11月分までの野菜購入費用25万6250円が賠償されたほか、避難生活のために増加した平成23年4月及び5月の電話料金の増加費用3万0220円が賠償された事例
- 【公表番号1620※3】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らについて、1. 原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続において自家用野菜に係る賠償として支払われた26万5000円とは別に、平成23年3月分から平成27年7月分までの食費増加費用として26万5000円が、2. 原発事故前は井戸水を利用していましたが、これを用いることができなくなり、また、世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成23年9月分から平成27年7月分までの水道光熱費増加分として23万5000円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1622※1】 帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人妹について、同区域(大熊町)所在の病院に入院中であった申立人姉が原発事故に伴い転院した(当初は県外の病院。後には県内の別の病院)ために負担した面会交通費の増加分について、東京電力からの既払金を控除した上で賠償された事例
- 【公表番号1661※1】 避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)において原発事故前から飼っていた犬を、避難先では飼うことができなかったため平成23年8月から平成30年1月まで東京の親族に預けて謝礼を支払っていた申立人について、平成23年8月分から平成26年7月分まで月額3万円、同年8月分から避難指示解除後相当期間の経過時である平成29年7月分まで月額1万5000円の合計162万円が賠償された事例
- 【公表番号1698※3】 居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人の生活費増加費用について、原発事故前は自家栽培していた米や野菜を原発事故後は購入しなくなること等を考慮して、平成23年3月から平成25年1月まで月額1万円(ただし、既払金月額2500円を除く。)が賠償された事例
- 【公表番号1707※1】 居住制限区域(浪江町)内の両親の自宅から自動車で5分程度の距離の自宅に居住していた申立人について、原発事故に伴い申立人と両親とがそれぞれ別の場所に避難せざるを得ず両者の住居の距離が離れたこと、また、申立人の挙式を県外で行うことを余儀なくされたこと等の事情を考慮し、平成23年3月分から平成24年5月分までの両親との面会交通費、県外での挙式に伴う交通費が賠償された事例
- 【公表番号1710※3】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら(父母及び子2名(うち1名は原発事故後に出生))について、申立人子の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等から、平成23年6月から平成28年3月までの二重生活による生活費増加分及び平成23年3月から平成28年3月までの面会交通費の賠償を認められた事例

イ 損害額の算定 令和2年版40頁

(ア) 交通費、家財道具移動費用、宿泊費等 令和2年版40頁

(イ) その他生活費増加費用 令和2年版41頁

【公表番号1584※1】 特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた申立人らについて、原発事故前は自ら田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮し、申立人ごとに田畑の除染時期から1年後（最長で平成29年3月分）まで、食費増加費用（世帯人数に応じ、米について年額4万円又は6万円、野菜について年額8万円又は12万円）が賠償された事例

【公表番号1622※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人妹について、同区域（大熊町）所在の病院に入院中であった申立人姉が原発事故に伴い転院した（当初は県外の病院。後には県内の別の病院）ために負担した面会交通費の増加分について、申立人妹の陳述等により認定した面会回数（県外の病院については年3回、県内の病院については月3.5回）に基づいて算定し、既払金を控除した上で賠償された事例

ウ 避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用 令和2年版43頁

【公表番号1573※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に里帰り出産のために一時帰省していたところ、原発事故により避難を余儀なくされた申立人らについて、当該区域の賠償終期を超えている上、直接請求において支払済みであるとの東京電力の主張を排斥し、平成24年2月から同年11月までに購入した家財道具購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号1584※1】 特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた申立人らについて、原発事故前は自ら田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮し、申立人ごとに田畑の除染時期から1年後（最長で平成29年3月分）まで、食費増加費用（世帯人数に応じ、米について年額4万円又は6万円、野菜について年額8万円又は12万円）が賠償された事例

【公表番号1614※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状態となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病に罹患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境、事故前居住地の環境全般等からすれば避難先における治療の継続が必要であったことを考慮し、平成23年5月分から平成27年11月分までの避難先における賃料が賠償された事例

【公表番号1632※2】 緊急時避難準備区域（川内村）から身体障害等級1級（移動機能障害）の子を連れて避難した申立人について、避難前に通所利用していた障害者施設が原発事故の影響により利用することができなくなったこと等を考慮し、避難を継続せざるを得ない特段の事情があると認め、平成23年4月から平成27年12月までにかかった通院交通費の増加分及び避難先の生活介護施設へ通所するためのガソリン代相当額等が賠償された事例

【公表番号1659※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し自家消費用の野菜を栽培していた申立人が、避難したことにより栽培することができなくなって増加した食費について、仮に帰還したとしても放射線による汚染を懸念して野菜の栽培は断念せざるを得なかったであろうことを考慮して、平成23年3月分から平成27年3月分まで月額6500円の賠償が認められた事例

【公表番号1710※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後に出生））について、申立人子の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等から、平成23年6月から平成28年3月までの二重生活による生活費増加分及び平成23年3月から平成28年3月までの面会交通費の賠償を認められた事例

5 一時立入費用（中間指針第3の3） 令和2年版48頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版48頁

(2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版48頁

【公表番号1571※3、※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外への避難を継続している申立人ら（父母及び未成年の子3名）について、避難先における父母の再就職や子3名の就学状況等の事情を考慮し、平成24年7月から平成28年3月までの一時帰宅費用及び駐車場代等が賠償された事例

【公表番号1591※3】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らについて、包括請求方式の対象期間より前の一時立入りのうち賠償されていない一時立入費用が賠償された事例

【公表番号1629※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難し、平成23年5月までの避難中に6回にわたって一時立入りをした申立人の一時立入費用が賠償された事例

6 帰宅費用（中間指針第3の4） 令和2年版51頁

7 生命・身体的損害（中間指針第3の5） 令和2年版52頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版52頁

(2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版52頁

ア 避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害 令和2年版53頁

(ア) 逸失利益 令和2年版53頁

【公表番号1695※4】 居住制限区域（飯館村）に居住し、自主的避難等対象区域の勤務先で就労していたが、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態となり就労が困難となった申立人の平成27年3月分から平成30年3月分までの就労不能損害について、原発事故の影響割合を7割から3割へ順次漸減の上、賠償された事例

【公表番号1702※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難したが、頭痛や不眠等の体調不良を理由に平成29年9月末に勤務先を退職した申立人の平成29年10月から平成31年1月までの就労不能損害について、退職後も避難生活によるストレスが原因の一つとなり平成29年10月に脳出血を、平成31年2月に統合失調症を発症した事情等を考慮し、平成29年10月から平成30年8月までの間及び平成31年2月から令和元年6月までの間についてはいずれも原発事故の影響割合を5割とし、平成30年9月から平成31年1月までの間については同割合を2割5分として算定した金額が賠償された事例

(イ) 治療費、薬代 令和2年版54頁

【公表番号1592※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人が成長障害と診断され、特殊な治療を受けたことについて、診断書や口頭審理の結果等を踏まえて原発事故の影響割合を3割として、平成29年5月から平成30年9月までの治療費・薬代、通院慰謝料及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号1695※3】 居住制限区域（飯館村）に居住し、自主的避難等対象区域内の勤務先で就労していた申立人について、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態になったとして、診断書取得費用のほか、平成25年1月分から令和元年9月分までの通院慰謝料（平成28年5月以降は原発事故の影響割合を5割とした。）及び通院交通費が賠償された事例

(ウ) 精神的損害 令和2年版55頁

【公表番号1592※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人が成長障害と診断され、特殊な治療を受けたことについて、診断書や口頭審理の結果等を踏まえて原発事故の影響割合を3割として、平成29年5月から平成30年9月までの治療費・薬代、通院慰謝料及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号1606※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難生活中に持病である潰瘍性大腸炎の通院治療を行ったことを考慮し、令和元年6月の通院まで通院1回当たり1万円の入通院慰謝料及び診断書取得費用が認められた事例

【公表番号1650※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、
1. 避難生活により腰痛、めまい症等が生じた申立人夫の平成23年3月から平成26年5月までの通院慰謝料として、直接請求手続における既払金33万1800円とは別に79万5200円が追加して、
2. 避難生活により過活動膀胱にり患するなどした申立人妻の平成23年3月から平成24年8月までの通院慰謝料として、直接請求手続における既払金24万7800円とは別に56万7200円が追加して、それぞれ賠償された事例

【公表番号1691※1、※3】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立外の亡父について、避難後に認知症等となり通院を余儀なくされたとして、相続人である申立人子に対し、平成24年9月から平成28年5月までの通院慰謝料及び付添費用の賠償が認められたほか、同居所に居住していた申立人母について、原発事故による避難に伴い悪化した股関節症、高血圧症等の持病により通院を余儀なくされたとして、平成27年12月から平成28年5月までの通院慰謝料及び付添費用が賠償された事例

【公表番号1695※3】 居住制限区域（飯館村）に居住し、自主的避難等対象区域内の勤務先で就労していた申立人について、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態になったとして、診断書取得費用のほか、平成25年1月分から令和元年9月分までの通院慰謝料（平成28年5月以降は原発事故の影響割合を5割とした。）及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号1702※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、平成29年11月に脳出血を、平成31年2月頃に統合失調症をそれぞれ発症したことから、生命・身体的損害（通院慰謝料）として、平成29年11月から令和元年8月までの通院1回当たり2500円から5000円までの範囲で算定した金額が賠償された事例

(エ) その他 令和2年版61頁

【公表番号1592※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人子が成長障害と診断され、特殊な治療を受けたことについて、診断書や口頭審理の結果等を踏まえて原発事故の影響割合を3割として、平成29年5月から平成30年9月までの治療費・薬代、通院慰謝料及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号1606※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難生活中に持病である潰瘍性大腸炎の通院治療を行ったことを考慮し、令和元年6月の通院まで通院1回当たり1万円の入通院慰謝料及び診断書取得費用が認められた事例

【公表番号1614※2】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病にり患した申立人について、申立人の病状等から避難先における治療の継続が必要であったこと及び付添いの必要性を認め、平成23年5月分から平成27年11月分までの通院の際の付添看護費用が賠償された事例

【公表番号1691※1、※3】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立外の亡父について、避難後に認知症等となり通院を余儀なくされたとして、相続人である申立人子に対し、平成24年9月から平成28年5月までの通院慰謝料及び付添費用の賠償が認められたほか、同居所に居住していた申立人母について、原発事故による避難に伴い悪化した股

関節症、高血圧症等の持病により通院を余儀なくされたとして、平成27年12月から平成28年5月までの通院慰謝料及び付添費用が賠償された事例

【公表番号1702※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、平成29年11月に脳出血を、平成31年2月頃に統合失調症をそれぞれ発症したことから、生命・身体的損害として、通院交通費及び通院証明書等の取得費用が賠償された事例

イ 避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用 令和2年版64頁

ウ その他生命・身体的損害に関する事例 令和2年版64頁

8 精神的損害（中間指針第3の6・第二次追補第2の1・第四次追補第2の1） 令和2年版65頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版65頁

(2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版74頁

ア 避難等対象者の日常生活阻害慰謝料 令和2年版74頁

【公表番号1664※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内において出生以降、一時を除いて生活をし、同区内に自宅を有していた申立人に対し、原発事故当時は妻子を自宅に残して避難指示等対象区域外に単身赴任をしていたものの、毎週末及び長期休暇等には上記自宅で生活していたことを考慮し、平成23年3月分から平成29年6月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料が認められた事例

【公表番号1687※1】 住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故時にも一時的に住民票上の住所地が所在する都道府県にいたが、個人事業に係るメール等の提出資料から、両親と共に避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）の実家においても一定程度生活していることが認められ、避難により実家に戻れなくなり、区域外滞在を余儀なくされたとして、平成23年4月分から平成24年2月分まで、日常生活阻害慰謝料の目安の5割に相当する月額5万円が賠償された事例

イ 日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について 令和2年版77頁

ウ 日常生活阻害慰謝料の賠償額について 令和2年版78頁

(ア) 増額事例 令和2年版78頁

a 要介護状態にあること 令和2年版78頁

【公表番号1698※1、※2】 居住制限区域（浪江町）において亡父母と同居していた申立人について、原発事故により亡父母と別々に避難したことを考慮して平成23年3月分から平成25年1月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められたほか、亡母が要介護状態で避難したことを考慮して、その相続人である申立人に対し、亡母が要介護認定を受けた平成26年7月から亡母が亡くなった同年10月まで月額1万5000円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例

【公表番号1706※3】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子4名）のうち、身体障害等級3級及び要支援2の各認定を受けていた申立人祖母に対し、避難先での日常生活の支障等を考慮し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金127万5000円を除く。）が賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1613※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（子夫婦及び夫の父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故後の生活環境の

変化と仮設住宅の過酷な環境によって要介護状態となった父母については要介護の状態や生活状況等に応じて、平成23年3月分から平成30年3月分まで、1名当たり月額3万円から5万円までの範囲の賠償が、平成23年3月に自宅に取り残され自衛隊により発見・搬送され無事に家族と合流できた申立人父についてはこの間の同人の苦勞・苦痛を考慮して一時金10万円が、避難先で申立人父母の介護を余儀なくされた申立人子夫婦について介護負担の状況や生活状況等に応じ、平成23年3月分から平成30年3月分まで、両名合計で月額3万円又は5万円が賠償された事例

【公表番号1656※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（祖父）及び申立人ら（祖母、父、母及び子）について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由（身体障害等級3級、要介護2）であったこと等から避難をすることができず、避難した申立人父、母及び子と家族別離が生じた上、自らも身体障害等級3級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、被相続人及び申立人祖母のそれぞれについて平成23年3月分は6割、同年4月分から同年9月分までは3割の増額が認められた事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号1597※2】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らの平成29年5月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、要介護状態にある申立人母及びその介護を行う申立人子について、申立人母の要介護度の変化に応じ、申立人母が要介護度1又は2であった平成28年6月分まではそれぞれに月額3万円が、要介護度4となった平成28年7月分以降はそれぞれに月額10万円が賠償された事例

b 身体または精神の障害があること 令和2年版84頁

【公表番号1559※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した股関節機能障害（身体障害等級4級）を有する申立人について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月分から平成29年5月分までの間について月額3万円（ただし、既払金133万5000円を除く。）が賠償された事例

【公表番号1569※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅で一人暮らしをしていた高齢の申立人について、自宅に一時立入りをした際に転倒して負傷したため通院を余儀なくされ、仮設住宅での日常生活において不便な生活を強いられたこと等を考慮して、通院期間中である平成23年12月から平成24年2月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が賠償された事例

【公表番号1580※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、申立人らのうち1名が原発事故以前から半身麻痺により身体障害等級3級の認定を受けていながら避難を余儀なくされ、過酷な避難生活を送ったこと等の事情が考慮され、平成23年3月分から平成27年11月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、当該申立人には東京電力に対する直接請求手続において支払われた月額1万5000円とは別に月額1万5000円が、その主たる介護者には月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1597※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人の平成29年5月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、人工肛門を造設し、身体障害等級4級の認定を受けていること、また、避難中に2級に変更となったこと等を考慮し、月額3万円が賠償された事例

【公表番号1628※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の平成23年3月分から平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は原発事故前から身体障害等級3級であり、原発事故後も様々な疾病に罹患し

複数回入院をしたこと、申立人夫も申立人妻の介護をしつつ、自らも重篤な疾病にり患し手術、入院を余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻については平成23年3月分から平成29年5月分まで月額3万円が、申立人夫については申立人妻が入院した前月である平成25年9月分までは月額1万円、申立人妻が入院した平成25年10月分から平成29年5月分までは月額1万5000円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1645※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら（父母、子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人父について、上肢の著しい障害等の事由により身体障害等級3級（後に2級）であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金137万円を除く。）が、②申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金19万円を除く。）が、③申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成23年4月分から平成25年3月分まで及び平成26年4月分から平成29年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1646※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫が平成23年4月にアルツハイマー型認知症を発症し、その後要介護1の認定を受けたこと、申立人妻が申立人夫の介護を恒常的に行っていたことを考慮して、平成23年4月分から平成30年3月分まで、申立人ら夫婦それぞれに対して月額3万円（ただし、申立人夫については、既払金84万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号1650※4】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫は身体障害等級4級の認定を受けていること、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円から直接請求手続における既払金127万5000円を控除した127万5000円が、さらに、子との間に家族別離が生じたことを考慮して、平成23年3月分から平成27年7月分まで月額2万円が、それぞれ賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1583※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立外亡父及び申立人母が平成23年10月まで他の家族との別離を余儀なくされたこと、亡父がパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母が亡父の介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮し、亡父については月額3万円から5万円までの範囲内で算定した合計292万円から直接請求手続による既払金114万5000円を控除した177万5000円が、申立人母については月額1万円から3万円までの範囲内で算定した合計114万5000円から既払金7万円を控除した107万5000円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1610※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、聴覚障害（原発事故当時の障害等級4級、後の避難生活中に障害等級3級に変更。）及び視覚障害を有しながらの避難生活を余儀なくされた事情を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額6万円（避難所での生活期間中である平成23年3月分及び同年4月分についてはさらに月額1万2000円の増額。）が賠償された事例

c 重度または中程度の持病があること 令和2年版89頁

【公表番号1574※1、※2】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料について、避難生活のストレスから突発性難聴を発症したことに鑑み一時金20万円が賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1615※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難生活により広汎性発達障害（自閉症）の症状が悪化したこと等を考慮して、平成23年3月分から移住を前提とする転居をした半年後である平成26年9月分まで月額6万円が賠償された事例

【公表番号1654※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患にり患して手術や入院をし、その後眼疾患にもり患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月分及び同年4月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額2万円）とは別に追加して月額3万円が、同年5月分から同年7月分までは、申立人夫について月額8万円、申立人妻について月額6万円が、同年8月分から平成27年3月分までは、申立人夫について月額3万円、申立人妻について月額1万円が、それぞれ賠償された事例

d 上記（aからcまで）の者の介護を恒常的に行ったこと 令和2年版91頁

【公表番号1580※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、申立人らのうち1名が原発事故以前から半身麻痺により身体障害等級3級の認定を受けていながら避難を余儀なくされ、過酷な避難生活を送ったこと等の事情が考慮され、平成23年3月分から平成27年11月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、当該申立人には東京電力に対する直接請求手続において支払われた月額1万5000円とは別に月額1万5000円が、その主たる介護者には月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1583※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立外亡父及び申立人母が平成23年10月まで他の家族との別離を余儀なくされたこと、亡父がパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母が亡父の介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮し、亡父については月額3万円から5万円までの範囲内で算定した合計292万円から直接請求手続による既払金114万5000円を控除した177万5000円が、申立人母については月額1万円から3万円までの範囲内で算定した合計114万5000円から既払金7万円を控除した107万5000円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1595※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、80歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護1かつ身体障害等級3級の親族を介護していた申立人及び平成25年3月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成23年3月から平成30年2月まで家族別離が生じたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年2月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額3万円（合計252万円）ずつ賠償された事例

【公表番号1621※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの平成23年3月分から平成27年12月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、また、身体に障害のある親族を介護していた申立人についてさらに月額3万円（ただし、直接請求における既払金合計18万

円を除く。)が賠償された事例

- 【公表番号1628※1】 帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦)の平成23年3月分から平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人妻は原発事故前から身体障害等級3級であり、原発事故後も様々な疾病に罹患し複数回入院をしたこと、申立人夫も申立人妻の介護をしつつ、自らも重篤な疾病に罹患し手術、入院を余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻については平成23年3月分から平成29年5月分まで月額3万円が、申立人夫については申立人妻が入院した前月である平成25年9月分までは月額1万円、申立人妻が入院した平成25年10月分から平成29年5月分までは月額1万5000円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1632※1】 緊急時避難準備区域(川内村)から身体障害等級1級(移動機能障害)の子を連れて避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、障害者の介助を理由として、平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1644※1】 避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、妻との別離を余儀なくされたこと、同居していた母(要支援1から要介護3までの間で時期によって介護度の認定には変化がある。)の介護を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1645※1】 避難指示解除準備区域(浪江町)から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら(父母、子2名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、①申立人父について、上肢の著しい障害等の事由により身体障害等級3級(後に2級)であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円(ただし、既払金137万円を除く。)が、②申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円(ただし、既払金19万円を除く。)が、③申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成23年4月分から平成25年3月分まで及び平成26年4月分から平成29年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1646※1】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫が平成23年4月にアルツハイマー型認知症を発症し、その後要介護1の認定を受けたこと、申立人妻が申立人夫の介護を恒常的に行ったことを考慮して、平成23年4月分から平成30年3月分まで、申立人ら夫婦それぞれに対して月額3万円(ただし、申立人夫については、既払金84万円を除く。)が賠償された事例
- 【公表番号1650※4】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫は身体障害等級4級の認定を受けていること、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円から直接請求手続における既払金127万5000円を控除した127万5000円が、さらに、子との間に家族別離が生じたことを考慮して、平成23年3月分から平成27年7月分まで月額2万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1675※2、※3】 避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(母子)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、高次脳機能障害を有する夫(子にとっては父)の介護を行ったこと及び申立人子についてはさらに乳幼児の世話をしながらの避難でもあったことも考慮し、申立人母については平成23年3月分から平成30年3月分まで既払金(月額1万円)とは別に追加して月額2万円が、申立人子については平成23年3月分から平成27年11月分まで月額3万円が、それぞれ賠償さ

れた事例

【公表番号1706※4】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子4名）のうち、身体障害等級3級及び要支援2の各認定を受けていた申立人祖母を介護しながらの避難生活を余儀なくされた申立人夫の母に対し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1555※1】 居住制限区域（浪江町）から配偶者と共に避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難中、うつ病にり患し、要介護認定を受けた配偶者を介護しながらの避難生活であったことを理由に、配偶者がうつ病にり患した平成23年12月分から要介護認定を受ける前の平成24年6月分までについて月額3万円、要介護認定の有効期間開始月である平成24年7月分から同年9月分までについて月額5万円（ただし、同人が同年8月末に入院したことにより申立人の介護負担が一定程度軽減されたことを考慮し、同年9月分については月額3万円。）が賠償された事例

【公表番号1572※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、皮膚の疾患等にり患している状況での避難であり、また、その症状や生活状況等から心療内科等にも通院を要したほど精神的苦痛を負っていたこと等を考慮し、平成23年3月から平成29年5月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として合計269万円（平成23年3月から同年7月までは避難所に避難し、症状も重かったことから月額6万円の増額、平成23年8月から平成24年7月までは借上げ住宅に入居したものの、症状が重度であったことから月額5万円の増額、平成24年8月から平成29年5月までは症状が落ち着いたため月額3万円〔ただし、この期間中、平成26年1月は借上げ住宅の引っ越しに伴う負担増大を考慮して月額5万円、平成27年3月は症状が劇的に悪化し病院をたらい回しになったことを考慮して月額6万円〕の増額）が賠償された事例

【公表番号1613※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（子夫婦及び夫の父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故後の生活環境の変化と仮設住宅の過酷な環境によって要介護状態となった父母については要介護の状態や生活状況等に応じて、平成23年3月分から平成30年3月分まで、1名当たり月額3万円から5万円までの範囲の賠償が、平成23年3月に自宅に取り残され自衛隊により発見・搬送され無事に家族と合流できた申立人父についてはこの間の同人の苦労・苦痛を考慮して一時金10万円が、避難先で申立人父母の介護を余儀なくされた申立人子夫婦については介護負担の状況や生活状況等に応じ、平成23年3月分から平成30年3月分まで、両名合計で月額3万円又は5万円が賠償された事例

【公表番号1618※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、乳幼児である孫の世話をしながらの避難であったことのほか、失禁・便漏れを繰り返す夫の介護をしながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分は7万2000円、同年4月分から平成30年3月分までは月額6万円が賠償された事例（ただし、既払金122万円を除く。）

【公表番号1638※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人が感情障害を患っていたこと、認知症の父及びうつ病の母を介護しながらの避難であったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで、仮設住居に入居する平成23年8月分までは月額8万円又は月額9万6000円、同年9月分以降は月額5万円で算定した金額（直接請求手続による既払金127万5000円とは別に318万7000円）が賠償された事例

【公表番号1654※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常

生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患にり患して手術や入院をし、その後眼疾患にもり患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月分及び同年4月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額2万円）とは別に追加して月額3万円が、同年5月分から同年7月分までは、申立人夫について月額8万円、申立人妻について月額6万円が、同年8月分から平成27年3月分までは、申立人夫について月額3万円、申立人妻について月額1万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1656※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（亡祖父）及び申立人ら（祖母、父、母及び子）について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由（身体障害等級3級、要介護2）であったこと等から避難をすることができず、避難した申立人父、母及び子と家族別離が生じた上、自らも身体障害等級3級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、被相続人及び申立人祖母のそれぞれについて平成23年3月分は6割、同年4月分から同年9月分までは3割の増額が認められた事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号1597※3】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の平成29年5月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、要介護状態にある申立人母の要介護度の変化に応じ、申立人母が要介護度1又は2であった平成28年6月分まではそれぞれに月額3万円が、要介護度4となった平成28年7月分以降はそれぞれに月額10万円が賠償された事例

【公表番号1691※2】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立外の亡父について、避難後に認知症、肺がん、咽頭がん及び脳出血を発症し、要介護状態（要介護度5）となりつつ避難生活を送ったことを考慮して、亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、相続人である申立人子に対し、平成28年4月から平成30年3月まで月額10万円が賠償された事例

e 懐妊中であること 令和2年版100頁

【公表番号1557※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難期間中の妊娠及び出産後の育児負担の事情等を考慮し、妊娠が判明した平成28年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1581※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時生後1か月であった乳幼児を連れての避難であったこと、原発事故により避難を余儀なくされたために親族等からの育児等に関する支援を受けられなくなったこと、避難中に第二子を妊娠・出産したこと等を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1595※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、80歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護1かつ身体障害等級3級の親族を介護していた申立人及び平成25年3月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成23年3月から平成30年2月分まで家族別離が生じたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年2月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額3万円（合計252万円）ずつ賠償された事例

【公表番号1607※2、※4、※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①前件和解後の平成24年8月分

ら申立人らの一部が移住用の住宅に転居した平成28年12月分まで家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、②平成23年3月分から平成30年3月分まで乳幼児を連れての避難であったことを考慮して月額3万円が、③原発事故時懐妊中であった申立人に対し、懐妊中の平成23年3月分から同年7月分まで懐妊中であったことを考慮して月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1617※2】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らについて、避難により別離を余儀なくされたとして平成23年8月分から平成25年10月分まで(別離が解消していた期間を除く)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として月額3万円が、加えて、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したことから平成23年3月分から平成27年2月分までの日常生活阻害慰謝料(増額分)として月額3万円が賠償された事例

【公表番号1641※1】 避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、原発事故当時1歳の申立人長男の世話を恒常的に行い、また、原発事故後に申立人二男を出産の上、その世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1655※3】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人に対し、避難中に、妊娠・出産し、その後生まれた子(申立外)の育児に当たったことを考慮して、妊娠後の平成24年8月分から平成29年3月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償が認められた事例

【公表番号1706※2】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子4名)のうち、原発事故当時妊婦であり、また、避難先において乳幼児である子4名の養育をした申立人妻に対し、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1573※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)内の自宅から帰還困難区域(双葉町)内の実家に里帰り出産のために一時帰省していた懐妊中の申立人について、原発事故により避難し、出産間近な時期での劣悪な環境での生活を余儀なくされたこと及び出産後も育児をしながらの避難生活を余儀なくされたことを踏まえ、平成23年3月分から同年7月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として一時金30万円の賠償が認められた事例

【公表番号1635※1】 居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人ら(夫婦及び子2名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中心に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分として月額5万円が、子のうち1名が小学校に入学した同年4月分から平成24年5月分まで月額4万円が、同年6月に家族別離は解消したが引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年6月分から平成26年10月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1663※1】 居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人母に対し、家族別離が生じていたことや懐妊中又は乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分は7万2000円、同年3月分から同年6月分まで月額6万円、同年7月分から平成30年3月分まで月額3万円の増額を認め、申立人父に対し、家族別離が生じていたことを考慮して、平成23年3月分は3万6000円、同年3月分から同年6月分まで月額3万円の増額が認められた事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号1570※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、懐妊中又は乳幼児の世話をを行ったことを理由として月額10万円（平成23年3月分及び同年4月分）、家族別離により乳幼児の世話の負担が増加したことを理由として月額3万円（平成23年5月分から平成27年11月分まで）が賠償された事例

f 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと 令和2年版100頁

【公表番号1557※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難期間中の妊娠及び出産後の育児負担の事情等を考慮し、妊娠が判明した平成28年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1581※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時生後1か月であった乳幼児を連れての避難であったこと、原発事故により避難を余儀なくされたために親族等からの育児等に関する支援を受けられなくなったこと、避難中に第二子を妊娠・出産したこと等を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1582※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母両名に対し、家族の別離を余儀なくされたことを考慮して1人当たり月額3万円（別離が生じていた期間である平成23年4月分、同年5月分、同年8月分から平成24年9月分まで、同年11月分から平成25年11月分まで、平成26年1月分、同年2月分、同年4月分及び同年5月分）が賠償されたほか、母に対し、申立外の子2名（原発事故当時1歳及び0歳）の育児をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分から親族が新たに購入し居住する持ち家に転居した平成27年10月分まで、さらに月額3万円が賠償された事例

【公表番号1595※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、80歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護1かつ身体障害等級3級の親族を介護していた申立人及び平成25年3月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成23年3月から平成30年2月まで家族別離が生じたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年2月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額3万円（合計252万円）ずつ賠償された事例

【公表番号1607※2、※4、※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①前件和解後の平成24年8月分から申立人らの一部が移住用の住宅に転居した平成28年12月分まで家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、②平成23年3月分から平成30年3月分まで乳幼児を連れての避難であったことを考慮して月額3万円が、③原発事故時懐妊中であった申立人に対し、懐妊中の平成23年3月分から同年7月分まで懐妊中であったことを考慮して月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1617※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難により別離を余儀なくされたとして平成23年8月分から平成25年10月分まで（別離が解消していた期間を除く）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が、加えて、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したことから平成23年3月分から平成27年2月分まで日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が賠償された事例

【公表番号1641※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時1歳の申立人長男の世話を恒常的

に行い、また、原発事故後に申立人二男を出産の上、その世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1655※2、※3】 居住制限区域（浪江町）から家族6名（父母、子4名（うち1名が原発事故時就学前））で避難した申立人らのうち、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、慣れない避難先で幼児1名を含む子らの養育に当たらなければならなかった点を考慮し、平成23年3月分から末子が就学する前の月である平成25年3月分まで月額3万円（ただし、平成23年3月分及び4月分については月額3万6000円）の賠償が、申立人長子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難中に妊娠・出産し、その後生まれた子（申立外）の育児に当たったことを考慮して、妊娠後の平成24年8月分から平成29年3月分まで月額3万円の賠償が認められた事例

【公表番号1675※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、高次脳機能障害を有する父の介護を行ったこと、乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成27年11月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1706※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子4名）のうち、原発事故当時妊婦であり、また、避難先において乳幼児である子4名の養育をした申立人妻に対し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1707※2】 居住制限区域（浪江町）内の両親の自宅から自動車で5分程度の距離の自宅に居住していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故の影響により、子（原発事故当時2歳）と一時的に別離を余儀なくされたこと、幼児である子を連れながら避難を余儀なくされたことを考慮し、避難所で生活した平成23年3月分については月額6万円、平成23年4月分から平成25年5月分については月額3万円がそれぞれ賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1571※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（父母及び未成年の子3名）のうち、申立人母の平成24年7月分及び同年8月分の日常生活阻害慰謝料について、避難先での育児負担の事情を考慮し、月額5万円が増額して賠償された事例

【公表番号1573※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に里帰り出産のために一時帰省していた懐妊中の申立人について、原発事故により避難し、出産間近な時期での劣悪な環境での生活を余儀なくされたこと及び出産後も育児をしながらの避難生活を余儀なくされたことを踏まえ、平成23年3月分から同年7月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として一時金30万円の賠償が認められた事例

【公表番号1618※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、乳幼児である孫の世話をしながらの避難であったことのほか、失禁・便漏れを繰り返す夫の介護をしながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分は7万2000円、同年4月分から平成30年3月分までは月額6万円が賠償された事例（ただし、既払金122万円を除く。）

【公表番号1623※1】 居住制限区域（浪江町）から避難を余儀なくされた申立人ら（父母及び子3名）の日常生活阻害慰謝料について、父母が避難先で乳幼児である子の育児をしたことによる負担等を考慮し、平成23年3月分から末子が小学校に入学す

る前月である平成29年3月分まで、避難先の居住環境や育児の状況等に応じて、月額7万2000円から月額1万円までの範囲により算定した増額が認められた事例

【公表番号1635※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分として月額5万円が、子のうち1名が小学校に入学した同年4月分から平成24年5月分まで月額4万円が、同年6月に家族別離は解消したが引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年6月分から平成26年10月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1649※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（祖父母、父母、子2名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、乳幼児であった申立人子の世話を恒常的に行ったことを理由に平成23年3月分から平成25年3月分まで月額3万円（申立人夫との別離も生じていた平成23年3月分から同年5月分までは月額6万円）が賠償された事例

【公表番号1663※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人母に対し、家族別離が生じていたことや懐妊中又は乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分は7万2000円、同年3月分から同年6月分まで月額6万円、同年7月分から平成30年3月分まで月額3万円の増額を認め、申立人父に対し、家族別離が生じていたことを考慮して、平成23年3月分は3万6000円、同年3月分から同年6月分まで月額3万円の増額が認められた事例

【公表番号1671※2】 原発事故当時、浪江町に居住し、乳幼児の世話を恒常的に行っていた申立人母及び当時乳幼児であった申立人子に対し、原発事故後、申立人父と別離した上で、避難により従前得られていた実家による助力が得られなくなったことから、平成23年3月から子が小学校に入学する前月である平成29年3月まで223万円（平成23年3月分及び同年4月分は避難所生活のため離乳食の入手が困難であったこと及び泣き声等のため周囲の避難者に気を使うことを余儀なくされたこと等の事情を考慮し月額5万円。同年5月分以降は月額3万円）の日常生活阻害慰謝料の増額を認めた事例

【公表番号1710※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後に出生））について、家族間に別離が生じたこと及び申立人母は乳幼児である子2名を連れながらの避難生活であったこと等を考慮して、申立人父は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円、申立人母は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円及び平成24年9月から平成26年3月分まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）がそれぞれ賠償された事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号1570※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、懐妊中又は乳幼児の世話をを行ったことを理由として月額10万円（平成23年3月分及び同年4月分）、家族別離により乳幼児の世話の負担が増加したことを理由として月額3万円（平成23年5月分から平成27年11月分まで）が賠償された事例

g 家族の別離、二重生活等が生じたこと 令和2年版101頁

【公表番号1558※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生

活阻害慰謝料（増額分）について、申立外の他の家族5名との別離を余儀なくされた事情等を考慮し、平成23年7月分から平成23年12月分まで月額1万5000円、平成24年1月分から平成30年1月分まで月額1万8000円が賠償された事例

【公表番号1570※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、懐妊中又は乳幼児の世話をを行ったことを理由として月額10万円（平成23年3月分及び同年4月分）、家族別離により乳幼児の世話の負担が増加したことを理由として月額3万円（平成23年5月分から平成27年11月分まで）が賠償された事例

【公表番号1574※1、※2】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（父母及び子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離が生じていたことを考慮し、家族別離が生じていた平成23年3月分から同年7月分まで父母それぞれに月額3万円（避難所生活であった平成23年3月分及び同年4月分は各3万6000円）が賠償された事例

【公表番号1577※1】 居住制限区域（浪江町）において、原発事故当時、実家から100メートル程度離れた距離に所在する自宅において寝泊まりをしつつも、実家において朝食及び夕食をとり、入浴をするなど、実家に居住していた父母及び弟と共に生活していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故により同人らとの別離を余儀なくされたとして、平成23年3月分から平成24年4月分まで月額3万円（避難所生活であった平成23年3月分及び同年4月分は各3万6000円）が賠償された事例

【公表番号1582※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母両名に対し、家族の別離を余儀なくされたことを考慮して1人当たり月額3万円（別離が生じていた期間である平成23年4月分、同年5月分、同年8月分から平成24年9月分まで、同年11月分から平成25年11月分まで、平成26年1月分、同年2月分、同年4月分及び同年5月分）が賠償されたほか、母に対し、申立外の子2名（原発事故当時1歳及び0歳）の育児をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分から親族が新たに購入し居住する持ち家に転居した平成27年10月分まで、さらに月額3万円が賠償された事例

【公表番号1583※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立外亡父及び申立人母が平成23年10月まで他の家族との別離を余儀なくされたこと、亡父がパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母が亡父の介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮し、亡父については月額3万円から5万円までの範囲内で算定した合計292万円から直接請求手続による既払金114万5000円を控除した177万5000円が、申立人母については月額1万円から3万円までの範囲内で算定した合計114万5000円から既払金7万円を控除した107万5000円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1585※1】 原発事故当時、帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦）について、原発事故の影響で申立人夫の勤務地が緊急時避難準備区域から他所へ変更になったことにより、それぞれ別の場所への避難を余儀なくされて別離が生じたなどの事情が考慮され、平成23年4月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料について、夫婦それぞれ月額3万円の増額が認められた事例

【公表番号1595※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、80歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護1かつ身体障害等級3級の親族を介護していた申立人及び平成25年3月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成23年3月から平成30年2月まで家族別離が生じたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年

2月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額3万円（合計252万円）ずつ賠償された事例

- 【公表番号1607※2、※4、※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①前件和解後の平成24年8月分から申立人らの一部が移住用の住宅に転居した平成28年12月分まで家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、②平成23年3月分から平成30年3月分まで乳幼児を連れての避難であったことを考慮して月額3万円が、③原発事故時懐妊中であった申立人に対し、懐妊中の平成23年3月分から同年7月分まで懐妊中であったことを考慮して月額3万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1608※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、就労先が避難指示等によりそれぞれ別の避難指示区域外へ移転したことから申立人らが家族別離による避難を余儀なくされた事情が考慮され、平成23年4月分から平成30年3月分まで日常生活阻害慰謝料（増額分）として1世帯当たり月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1617※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難により別離を余儀なくされたとして平成23年8月分から平成25年10月分まで（別離が解消していた期間を除く）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が、加えて、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したことから平成23年3月分から平成27年2月分まで日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1620※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、家族別離を余儀なくされた平成23年5月及び同年9月から平成27年7月までの間の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1621※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの平成23年3月分から平成27年12月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、また、身体に障害のある親族を介護していた申立人についてさらに月額3万円（ただし、直接請求における既払金合計18万円を除く。）が賠償された事例
- 【公表番号1624※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら母子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故に伴う避難により家族の別離を余儀なくされていたことが考慮され、家族別離が生じた平成23年6月分から申立人らが新たに購入した一戸建て住宅のリフォーム工事が完了して同居が可能となった平成26年3月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1635※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分として月額5万円が、子のうち1名が小学校に入学した同年4月分から平成24年5月分まで月額4万円が、同年6月に家族別離は解消したが引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年6月分から平成26年10月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1637※2】 居住制限区域（浪江町）から山形県に避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、高齢者である父母2名が山形県の避難先での過酷な避難生活による体調不良等を避けるため平成25年6月に田村市に避難先を移転したものの、子は放射線に対する健康への不安から平成25年6月の時点で福島県に避難先を移転せずに山形県に残ったため家族の別離が生じたことを考慮して、平成25年6月分から平成27年12月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認めた事例
- 【公表番号1639※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申

立人ら（母及び子2名）について、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、仕事のために申立人子らを避難先に残して申立人母のみが帰還した平成23年4月分から申立人子らも帰還した同年12月分まで家族別離状態であったことを考慮し月額3万円が、申立人子らのうち1名の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年4月分から平成24年8月分まで、同人が広汎性発達障害により避難先での環境変化に十分適応できず、また、帰還後の生活環境に適応するにも時間を要したことを考慮し、月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1644※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、妻との別離を余儀なくされたこと、同居していた母（要支援1から要介護3までの間で時期によって介護度の認定には変化がある。）の介護を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1645※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら（父母、子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人父について、上肢の著しい障害等の事由により身体障害等級3級（後に2級）であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金137万円を除く。）が、②申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金19万円を除く。）が、③申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成23年4月分から平成25年3月分まで及び平成26年4月分から平成29年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1650※4】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫は身体障害等級4級の認定を受けていること、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円から直接請求手続における既払金127万5000円を控除した127万5000円が、さらに、子との間に家族別離が生じたことを考慮して、平成23年3月分から平成27年7月分まで月額2万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1655※1】 原発事故前、居住制限区域（浪江町）にて同居していた申立人ら（祖母、父母、子4名）が、避難により、祖母と、その他6名とに分かれての別離生活を余儀なくされたことについて、別離による精神的苦痛が特に大きかったと認められた母に対し、別離が生じた平成23年3月分から父母が避難先で新築住居を購入した平成27年7月分まで月額3万円（ただし、平成23年3月分及び同年4月分については月額3万6000円）の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例

【公表番号1671※1】 居住制限区域（浪江町）に居住し、長期出張を伴う就労をしていた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故後、長期出張の期間が長期化し原発事故前を超える期間の家族別離が生じたことから、実際に家族別離となった期間である平成23年5月から平成24年3月までの11か月間から原発事故前の標準的な年間出張期間である2か月分を控除した9か月分として27万円が賠償された事例

【公表番号1698※1、※2】 居住制限区域（浪江町）において亡父母と同居していた申立人について、原発事故により亡父母と別々に避難したことを考慮して平成23年3月分から平成25年1月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められたほか、亡母が要介護状態で避難したことを考慮して、その相続人である申立人に対し、亡母が要介護認定を受けた平成26年7月から亡母が亡くなった同年10月まで月額1万5000円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例

【公表番号1699※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料について、平成23年5月分から平成25年3月分までの間については、申立人らの間に別離が生じたことを考慮し両名に対してそれぞれ月額3万円の増額分が賠償され、同年4月分から平成26年8月分までの間については、申立人らの間の別離は解消されたものの原発事故当時同居していた申立外の他の家族（夫の両親）との別離が継続していたことを考慮し申立人ら両名に対して併せて月額3万円の増額分が賠償された事例

【公表番号1700※1】 居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人ら（父母及び原発事故当時高校生の子1名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子の通う高校が閉鎖されて県外の避難先の高校に転校して申立人母子が避難を継続した一方で、申立人父は仕事のためいわき市で生活して別離が生じていた平成23年5月から平成25年3月までの間、申立人母子分、申立人父分としてそれぞれ月額3万円が賠償され、申立人子が県外の高校を卒業した後についても、申立人父が引き続き仕事のためいわき市で生活していたこと等を考慮し、申立人父分として、同年4月分から平成29年9月分まで月額2万円が、同年10月分から平成30年3月分まで月額1万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1706※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子4名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により家族間に別離が生じたことを考慮し、世帯代表者である申立人夫に対し、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円（ただし、平成23年3月分及び同年4月分については月額3万6000円）が賠償された事例

【公表番号1707※2】 居住制限区域（浪江町）内の両親の自宅から自動車で5分程度の距離の自宅に居住していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故の影響により、子（原発事故当時2歳）と一時的に別離を余儀なくされたこと、幼児である子を連れながら避難を余儀なくされたことを考慮し、避難所で生活した平成23年3月分については月額6万円、平成23年4月分から平成25年5月分については月額3万円がそれぞれ賠償された事例

【公表番号1708※1】 居住制限区域（富岡町）からペットと共に避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難先の親戚宅が手狭であったことから申立人夫のみ平成23年5月に引っ越したことにより申立人夫と申立人妻子との別離が生じたこと、同年7月に申立人妻が引っ越して申立人夫と同居を再開したことにより申立人夫婦の別離は解消したが、引っ越し先に家族で居住可能なペット可の物件が見つからず、やむを得ず申立人子のみ単身用のペット可の物件に引っ越したことにより引き続き申立人夫婦と申立人子との別離が生じたことを考慮し、平成23年5月分から平成28年3月分まで世帯全体として月額3万円が賠償された事例

【公表番号1709※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母子らは避難をしたものの、申立人父は仕事を継続するために共には避難することができずに家族間の別離が生じたことを考慮し、家族別離の生じた平成23年3月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1591※2】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難によって家族間の別離を余儀なくされたとして、平成23年3月分から平成28年3月分まで月額3万円又は5万円（平成26年5月分までの39か月分は3世帯分離のため月額5万円、同年6月分以降の22か月分は父母が施設入所のため月額3万円）の日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例

- 【公表番号1592※2】 帰還困難区域（大熊町）から申立人母及び子が避難を余儀なくされたが、公務員である申立人父は、申立人母子と共に避難をすることができず、家族別離が生じたとして、申立人父について、平成23年3月分から平成26年2月分まで、月額2万円ないし5万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例
- 【公表番号1629※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月に避難し、同年5月に帰還した申立人ら（父母及び子）について、申立人父と申立人母子とで家族別離を余儀なくされたことを考慮して、申立人父に6万円、申立人母子に併せて6万円が、申立人子が精神的に落ち込み、申立人母も体調を崩した中、そのような申立人子の面倒を見たこと等を考慮し、申立人母子に併せて更に2万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1649※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（祖父母、父母、子2名）の日常生活阻害慰謝料について、申立人祖父に対し息子の家族との別離を理由に平成23年5月分から同年9月分まで月額3万円が、申立人父に対し妻子又は両親との別離を理由に平成23年3月分から同年9月分まで月額3万円が、申立人母に対し乳幼児であった申立人子の世話を恒常的に行ったことを理由に平成23年3月分から平成25年3月分まで月額3万円（申立人夫との別離も生じていた平成23年3月分から同年5月分までは月額6万円）が賠償された事例
- 【公表番号1656※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（祖父）及び申立人ら（祖母、父、母及び子）について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由（身体障害等級3級、要介護2）であったこと等から避難をすることができず、避難した申立人父、母及び子と家族別離が生じた上、自らも身体障害等級3級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、被相続人及び申立人祖母のそれぞれについて平成23年3月分は6割、同年4月分から同年9月分までは3割の増額が認められた事例
- 【公表番号1663※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人母に対し、家族別離が生じていたことや懐妊中又は乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分は7万2000円、同年3月分から同年6月分まで月額6万円、同年7月分から平成30年3月分まで月額3万円の増額を認め、申立人父に対し、家族別離が生じていたことを考慮して、平成23年3月分は3万6000円、同年3月分から同年6月分まで月額3万円の増額が認められた事例
- 【公表番号1710※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後に出生））について、家族間に別離が生じたこと及び申立人母は乳幼児である子2名を連れながらの避難生活であったこと等を考慮して、申立人父は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円、申立人母は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円及び平成24年9月から平成26年3月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）がそれぞれ賠償された事例

h 避難所の移動回数が多かったこと 令和2年版105頁

- 【公表番号1654※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患にり患して手術や入院をし、その後眼疾患にもり患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月分及び同年4月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額2万円）とは別に追加して月額3万円が、同年5月分から同年7月分までは、申立人夫について月額8万円、申立人妻に

ついて月額6万円が、同年8月分から平成27年3月分までは、申立人夫について月額3万円、申立人妻について月額1万円が、それぞれ賠償された事例

i 上記aからhまで以外の事由に基づく増額事例 令和2年版106頁

【公表番号1613※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（子夫婦及び夫の父母）のうち、平成23年3月に自宅に取り残され自衛隊により発見・搬送され無事に家族と合流できた申立人父（なお、後に要介護状態となった。）について、この間の同人の苦労・苦痛を考慮して一時金10万円が賠償された事例

【公表番号1639※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び子2名）について、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、仕事のために申立人子らを避難先に残して申立人母のみが帰還した平成23年4月分から申立人子らも帰還した同年12月分まで家族別離状態であったことを考慮し月額3万円が、申立人子らのうち1名の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年4月分から平成24年8月分まで、同人が広汎性発達障害により避難先での環境変化に十分適応できず、また、帰還後の生活環境に適応するにも時間を要したことを考慮し、月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1658※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難を余儀なくされた申立人ら（母及び子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母については、避難先の新たな勤務先での就労により1人で世帯の収入を支えつつ、避難先の学校でいじめを受けるなどした申立人子2名及び一緒に避難した両親らの面倒を見ながらの避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分として月額9万6000円、同年4月分として月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円、同年4月分から平成27年3月分まで月額2万円、同年4月分から平成28年3月分まで月額1万円が、申立人子2名については、避難先における通学先の学校になじむことができなかつたことやいじめがあつたこと、通学に際して負担が大きかつたこと等を考慮して、それぞれ平成23年3月分及び同年4月分として月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償された事例

(i) 第四次追補の慰謝料 令和2年版107頁

【公表番号1605※1】 帰還困難区域（双葉町）内において出生以降、生活をし、同町内に自宅を有し、原発事故当時は、妻子を自宅に残して北海道に単身赴任をしていた申立人が、生活の本拠は双葉町と判断され、避難等対象者と認められて、中間指針第四次追補に基づく精神的損害等が賠償された事例

エ 賠償期間について 令和2年版108頁

(ア) 「相当期間」や「特段の事情」が問題となつた事例 令和2年版108頁

【公表番号1571※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外への避難を継続している申立人ら（父母及び未成年の子3名）について、避難先における父母の再就職や子3名の就学状況等の事情を考慮し、平成24年7月分から平成26年3月分まで、それぞれ月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1614※3】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病に罹患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境を含め、事故前居住地の環境全般から避難先における治療の継続が必要であつたことその他の事情を総合考慮し、平成24年9月分から平成27年11月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1632※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から身体障害等級1級（移動機能障害）の子を連れて避難した申立人について、避難前に通所利用していた障害者施設が原発事故の影響により利用することができなくなつたこと等を考慮し、避難を継続せざるを

得ない特段の事情があると認め、平成24年9月分から平成27年12月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1649※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（祖父母、父母、子2名）について、申立人父の就労場所が原発事故により避難先に移転したこと等を考慮し、申立人ら全員について平成24年9月以降も避難を継続したことについての合理性を認め、平成24年9月分から平成26年3月分まで月額10万円（申立人母については、このほかに平成25年3月分までは月額3万円の増額分）の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1676※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、その近傍において就労していたが、原発事故により会津若松市において就労することとなった申立人について、平成24年9月以降についても賠償されるべき特段の事情が認められるとして、平成24年9月分から会社都合により郡山市に転勤となり同市で住宅を購入した平成25年6月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1690※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母子）の日常生活阻害慰謝料について、申立人母が、原発事故当時の勤務先工場の一時的閉鎖に伴って、他所で勤務することとなったこと等を考慮し、申立人ら全員について平成24年9月分から平成26年3月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1710※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後に出生））について、いずれも発達障害を抱える申立人子2名の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等の事情から、避難継続の合理性が認められるとして、申立人母及び子2名に対して、平成24年9月分から平成26年3月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（申立人母については、このほかに月額5万円の増額分）が賠償された事例

(イ) (ア)以外の避難終了が問題となった事例 令和2年版115頁

(ウ) その他 令和2年版116頁

オ 屋内退避者・滞在者の損害額 令和2年版117頁

(ア) 屋内退避者に関するもの 令和2年版117頁

(イ) 滞在者に関するもの 令和2年版118頁

カ その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害を伴わない精神的損害（中間指針第3の6備考11）） 令和2年版118頁

【公表番号1583※4】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立人父について、避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料として申立人ら全員分を合わせて10万円が賠償された事例

【公表番号1638※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料として10万円が賠償された事例

9 営業損害（中間指針第3の7・第二次追補第2の2） 令和2年版121頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版121頁

(2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版124頁

ア 避難指示等に伴う逸失利益 令和2年版125頁

(ア) 農林水産業 令和2年版125頁

【公表番号1562※2】 帰還困難区域（双葉町）において、田植え、稲刈り等の農作業を

受託していた申立人について、原発事故により農作業受託業務がなくなったことによる営業損害（逸失利益）として、平成26年3月分から平成30年3月分まで事故前収入を基に算定した額（平成29年3月分までは事故前収入の10割。同年4月分以降は8割。）の賠償が認められた事例

【公表番号1660※1】 緊急時避難準備区域（田村市）において造園や緑化木の育成販売等を業とする申立会社の営業損害（逸失利益）について、販売用に育成していた緑化木を原発事故のために管理することができなくなって伐採したが、再度、伐採した緑化木の根を管理育成すれば8割程度は再生可能であること等を考慮し、伐採した緑化木に係る逸失利益の2割に当たる額に原発事故の影響割合（7割）を乗じた額が、既払金（伐採した緑化木の財物賠償として支払われた金額）を控除した上で賠償された事例

(イ) 製造業・加工業 令和2年版127頁

【公表番号1603※1】 原発事故時、陶芸家として活動していた申立人らが、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所有する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定され、避難先での事業を余儀なくされたことにより生じた減収について、特定避難勧奨地点の指定解除後相当期間を経過した平成27年4月以降の期間を含む、平成26年1月から平成29年2月までの逸失利益の賠償が認められた事例

(ウ) 販売業 令和2年版128頁

【公表番号1696※1】 帰還困難区域（浪江町）において仕入販売業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続においては客観的資料に乏しいとして月額5万円による定額の賠償しかされなかったが、申立人の提出した手書きの収支ノート等のほか、申立人から聴取した事項を用いて損害を算定し直し、平成23年3月分から平成27年2月分までのものとして合計40万円（直接請求手続における既払分240万円を除く。）、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償分として平成27年3月分以降のものとして20万円（直接請求手続における既払分120万円を除く。）が賠償された事例

(エ) 建設業 令和2年版130頁

(オ) 不動産業 令和2年版131頁

【公表番号1563※1】 帰還困難区域（大熊町）において不動産業を営んでいた申立人の平成24年6月から平成27年2月まで及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく同年3月以降の将来分の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続においては、法定耐用年数で計算した減価償却費を逸失利益の算定に当たって差し引いていたが、実質的耐用年数で計算した減価償却費の限度で差し引くことによって、追加賠償が認められた事例

【公表番号1669※1】 避難指示区域（相双地域）において不動産業を営んでいた申立会社について、開業後間もなかったことから申立会社に基準年における実際の売上げが存在しないものの、投下資本が回収不能となっていること等を考慮し、融資を受けた金融機関への返済金を基礎として、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

(カ) 医療業 令和2年版132頁

【公表番号1625※1】 避難指示区域（南相馬市）において病院等を経営する申立人について、平成27年3月分以降の営業損害（逸失利益）として、直接請求手続において同損害について既に支払がされていたものの、費用の固定費及び変動費への振分け方法を見直し、また、逸失利益の算定に当たって差し引く減価償却費について、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いて算定したことによって、約2350万円が追加賠償された事例

【公表番号1693※1】 帰還困難区域（双葉町）において医療、介護又は福祉等に関する

施設を経営していた申立人の当該施設の平成29年3月から平成31年2月までの間の営業損害について、その算定において差し引く減価償却費を、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いた上で、平成29年3月から平成30年2月までの期間については影響割合3割、平成30年3月から平成31年2月までの期間については影響割合1割で算定した金額（これは東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づき東京電力が算定した自認額を上回る金額である。）の賠償が認められた事例

(キ) 観光業 令和2年版132頁

(ク) サービス業 令和2年版132頁

(ケ) その他 令和2年版134頁

イ 避難指示等に伴う追加的費用 令和2年版135頁

(ア) 従業員に係る追加的な経費 令和2年版135頁

【公表番号1625※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市）において病院等を経営する申立人について、原発事故後、避難指示等に伴い休業した後も、医療活動の再開を図るために職員を雇用し続ける必要があったとして、平成27年3月から平成29年2月までの人件費相当額約300万円が営業損害（追加的費用）として賠償された事例

(イ) 商品や営業資産の廃棄費用 令和2年版136頁

(ウ) 除染費用等 令和2年版136頁

(エ) 事業拠点の移転費用 令和2年版136頁

【公表番号1603※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定されたため、事業拠点の移転を余儀なくされた申立人らについて、特定避難勧奨地点の指定解除後相当期間を経過した平成27年4月以降の期間を含む、平成26年1月から平成29年2月までの新たな事業拠点の賃料が、事業拠点移転費用の追加的費用として賠償された事例

【公表番号1653※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在し、主に福島県内及び宮城県内において電気工事等を行うことを業としていた申立会社について、本店所在地が屋内退避区域に指定されるなどしたことから、福島県内の避難指示等が出されていない地域に平成23年3月に取り急ぎ設置した仮の宿舍と、同宿舍からは工事現場への職員の移動に大きく迂回を要するために交通費が大きく増加することから、福島県内の別の場所に同年4月以降に設置した新たな宿舍について、これらの設置や維持に要した工事費用や賃料等の追加的費用が賠償された事例（当初の仮の宿舍については原発事故の影響割合を6割（和解期間は平成23年4月から同年7月まで）、新たな宿舍については同割合を4割（和解期間は平成23年4月から平成27年3月まで）とする。）

(オ) 営業資産の移動・保管費用 令和2年版138頁

(カ) その他追加的費用 令和2年版139頁

【公表番号1653※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在し、主に福島県内及び宮城県内において電気工事等を行うことを業としていた申立会社について、本店所在地が屋内退避区域に指定されるなどしたことから、平成23年4月から同年8月までの間に工事現場で使用する放射線測定器を購入したとして、その追加的費用が賠償された事例

【公表番号1660※2】 緊急時避難準備区域（田村市）において造園や緑化木の育成販売等を業とする申立会社の営業損害（追加的費用）について、販売用に育成していた緑化木を原発事故のために管理することができなくなって伐採したが、再度、伐採した緑化木の根を管理育成すれば8割程度は再生可能であること等を考慮し、伐採時である平成27年5月から令和元年5月までに再生のための管理育成等に要した追加的費用の8割に当た

る額に原発事故の影響割合（7割）を乗じた額が賠償された事例

ウ 避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用 令和2年版142頁

(ア) 避難指示区域（旧警戒区域及び旧計画的避難区域） 令和2年版142頁

【公表番号1616※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）において飲食店を営んでいたが、原発事故により他県に店舗を移転し、避難指示解除に伴い、帰還して原発事故前の店舗で営業を再開するに至った申立人の営業損害（追加的費用）について、避難の際に持ち出し、移転先において加工して用いていた一部設備を平成29年8月及び9月に撤去するのに要した費用、当該設備の再加工に要した費用及び帰還後の店舗に設置するために要した費用等が賠償された事例

【公表番号1625※1、※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市）において病院等を経営する申立人について、平成27年3月以降の営業損害（逸失利益）について費用の固定費及び変動費への振り分け方法を見直すことで増額賠償されたほか、平成29年2月までの営業損害（追加的費用）について人件費相当額が賠償された事例

【公表番号1703※1】 居住制限区域（富岡町）において建築資材、金物等の販売業を営む申立会社の追加的費用（商品調達等費用増加分）について、原発事故前に仕入れの際に利用していた運送会社の運送範囲が縮小したこと等を考慮し、平成30年4月から平成31年3月までの申立会社の車両による商品仕入れのための燃料費相当額が、5割の限度で賠償された事例

(イ) 旧緊急時避難準備区域 令和2年版143頁

【公表番号1603※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所有する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定され、避難先での事業を余儀なくされた陶芸家である申立人らについて特定避難勧奨地点の指定解除後相当期間を経過した平成27年4月以降の期間を含む、平成26年1月から平成29年2月までの営業損害（減収分に係る逸失利益及び新たな事業拠点の賃料に係る追加的費用）の賠償が認められた事例

【公表番号1685※1】 緊急時避難準備区域（川内村）において建築業を営む申立人らが同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故により申立人らが避難し、原発事故後しばらくの間は作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかったため、管理できず使用不能になり、廃棄することを余儀なくされたとして、建築用木材の財物損害（見積相当額）及び平成27年3月に支出した建築用木材の廃棄処分費用全額の賠償が認められた事例

【公表番号1692※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において機械部品の加工等を業とする申立人の平成27年8月以降の将来分の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続においては原発事故と相当因果関係が認められない売上げの減少が含まれているとして、基準年度の売上額を定めるに当たり、取引先1社に係る売上額を差し引いた上で、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたが、上記差引分を控除せず、また、原発事故の影響割合を6割として算定し直したことにより、追加賠償がされた事例

(ウ) その他避難区域 令和2年版144頁

エ 廃業損害 令和2年版144頁

【公表番号1587※1】 緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）において飲食店を営んでいた申立人らの原発事故による避難に伴う飲食店の廃業損害として、事故前収入の5年分相当額から既払金（平成23年3月から平成27年7月までの営業損害（逸失利益）として支払われたもの）を控除した残額が賠償された事例

オ その他 令和2年版146頁

(ア) 営業損害の終期 令和2年版146頁

(イ) 特別の努力・中間収入の非控除 令和2年版147頁

(ウ) 「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法 令和2年版149頁

a 事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例 令和2年版149頁

【公表番号1651※1】 会津地方において材木の販売等を業としている申立会社について、申立会社の営業状況等に鑑み、原発事故前直近の平成21年7月から平成22年3月までの売上げを基準とするのではなく、平成20年7月から平成21年3月までの売上げを基準として逸失利益を算定した額の賠償が認められた事例

b 平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合 令和2年版150頁

【公表番号1594※1】 茨城県において原木しいたけの生産販売業を営んでいた申立人らの平成30年1月から同年12月までの風評被害に基づく営業損害(逸失利益)について、単に基準年度の売上高と請求年度の売上高との差額を基に算定するのではなく、原発事故当時の増産計画による売上げ増加の計画について実現の蓋然性を一部認め、その範囲の金額を基準年度の売上高に加算した金額と請求年度の実際の売上高との差額を算定し、その上で原発事故の影響割合を8割として賠償された事例

c 営業開始直後・開業準備中であつたなどにより事故前の営業実績等がない場合 令和2年版152頁

【公表番号1669※1】 避難指示区域(相双地域)において不動産業を営んでいた申立会社について、開業後間もなかったことから申立会社に基準年における実際の売上げが存在しないものの、投下資本が回収不能となっていること等を考慮し、融資を受けた金融機関への返済金を基礎として、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

d その他 令和2年版153頁

【公表番号1566※1】 自主的避難等対象区域(いわき市)に営業所を有する工業製品等の卸売業を営む申立会社の営業損害(間接損害)について、全営業所でみれば増収・増益となっているものの、当該営業所単体でみれば減収が認められるとして、平成27年8月から平成28年4月までの間接損害による逸失利益が認められた事例(原発事故による影響割合は、当初の6割から1割まで漸減)

【公表番号1575※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)において農業を営んでいた申立人の干し柿に係る平成30年の営業損害(逸失利益)について、その他の農産物の売上げを考慮すると原発事故前に比して増収していることが認められるものの、干し柿は他の作業をしながらでも1週間程度で収穫して出荷することができることや、申立人が平成28年に勤務先を退職したことによって生じた時間を農業に費やすようになったという事情等を踏まえ、その他農産物の売上げについては考慮せず、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例

【公表番号1599※1】 自主的避難等対象区域(田村市)内の事業所(以下「福島事業所」という。)のほか、日本国内に多数の事業所を有し農作物用肥料の製造販売業を営む申立会社の営業損害(逸失利益)の算定について、福島事業所の取引先が福島県内に限られていたこと、申立会社の取り扱う商品の特性に照らして申立会社の経営資源を申立会社の他の事業所に割り替えることは困難であること等の事情から、全事業所ではなく福島事業所のみを算定対象とした事例

【公表番号1651※1】 会津地方において材木の販売等を業としている申立会社について、申立会社の営業状況等に鑑み、対象期間の雑収入に計上された額のうち、別事業

に係る売上げは対象期間の売上げとして扱わずに逸失利益を算定した額の賠償が認められた事例

【公表番号1665※1】 県南地域（白河市）においてしいたけ栽培業等を営む申立人の平成30年分の営業損害（逸失利益）について、申立人の米栽培事業は原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、しいたけ栽培に係る営業損害の算定では考慮せず、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例

【公表番号1678※1】 会津地方において下水汚泥処理事業等の複数の事業を営む申立会社の平成25年4月から平成28年3月までの下水汚泥処理事業に係る営業損害（逸失利益）について、上記期間中には会社全体の売上高が原発事故前よりも増加している時期もあるものの、下水汚泥処理事業が他の事業とは工程及び人的・物的資源において独立していること等から、下水汚泥処理事業単体の売上高の減少額に基づいて算定するのが相当であるとした上で、原発事故の影響割合（8割）等を考慮して算定した金額が賠償された事例

【公表番号1692※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において機械部品の加工等を業とする申立人の平成27年8月以降の将来分の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続においては申立人の従業員が避難したことによる取引先喪失は原発事故と相当因果関係が認められない売上げの減少であるとして、基準年度の売上額を定めるに当たり、同取引先1社に係る売上額を差し引いた上で、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたが、上記従業員の避難等について原発事故との間の相当因果関係を認め、上記差引分を控除せず、また、原発事故の影響割合を6割として算定し直したことにより、追加賠償がされた事例

(エ) その他（事故前の投下資本の回収不能等） 令和2年版155頁

10 就労不能等に伴う損害（中間指針第3の8・第二次追補第2の3） 令和2年版157頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版157頁

(2) 当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）
令和2年版159頁

ア 減収分 令和2年版159頁

(ア) 雇用継続 令和2年版160頁

(イ) 解雇その他の離職（未就労） 令和2年版162頁

【公表番号1562※3】 帰還困難区域（双葉町）において農業を営むほか、農閑期には同所所在の酒造業者において勤務をしていた申立人の勤務先の事業移転に伴う就労不能損害について、転職、転業は容易ではないことを踏まえ、平成26年3月分から平成28年2月分まで事故前収入の10割の賠償が認められた事例

【公表番号1598※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、帰還困難区域（双葉町）に所在する勤務先に勤務していたが、原発事故に伴い退職を余儀なくされ、その後就労をするに至っていない申立人の就労不能損害について、退職後の申立人の健康状態及び就職活動の状況等を考慮し、平成27年4月分から平成28年2月分まで、原発事故の影響割合を7割として賠償された事例

【公表番号1607※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、自治体関連団体において臨時職員として稼働していたが、原発事故により避難して離職し、平成27年に再就職したものの職場に恵まれず短期間で退職した申立人について、平成27年3月分から同

年8月分までは原発事故の影響割合を5割、同年9月分から平成28年2月分までは影響割合を3割として就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1675※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の就労不能損害について、高次脳機能障害を有する夫の介護のため再就職をすることができなかったこと等を考慮し、平成27年3月分から平成29年2月分までの減収分（原発事故の影響割合として平成27年3月分から平成28年2月分までは5割、同年3月分から平成29年2月分までは3割を乗じた額）が賠償された事例

【公表番号1691※4】 居住制限区域（富岡町）に居住しパート勤務をしていたところ、原発事故に伴う避難により退職を余儀なくされた申立人妻について、避難先に共に避難し同居していた義父母の体調が悪化して介護を迫られ、避難先での再就職が困難となったこと等の事情を考慮し、平成29年8月分から申立人夫が職場を定年退職して介護することが可能となった平成30年6月分までの間の就労不能損害として、平成29年8月は原発事故の影響割合を10割、同年9月以降は申立人母がデイサービスを利用し始めた事情等も考慮し原発事故による影響割合を5割として損害額を算定し賠償された事例

【公表番号1695※4】 居住制限区域（飯館村）に居住し、自主的避難等対象区域の勤務先で就労していたが、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態となり就労が困難となった申立人の平成27年3月分から平成30年3月分までの就労不能損害について、原発事故の影響割合を7割から3割へ順次漸減の上、賠償された事例

【公表番号1702※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難したが、頭痛や不眠等の体調不良を理由に平成29年9月末に勤務先を退職した申立人の平成29年10月から平成31年1月までの就労不能損害について、申立人夫が退職後も避難生活によるストレスが原因の一つとなり平成29年10月に脳出血を、平成31年2月に統合失調症を発症した事情等を考慮し、平成29年10月から平成30年8月までの間及び平成31年2月から令和元年6月までの間についてはいずれも原発事故の影響割合を5割とし、平成30年9月から平成31年1月までの間については同割合を2割5分として算定した金額が賠償された事例

【公表番号1709※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）からの避難後に、避難先で就職して収入を得ていたが、避難生活によるストレス等により体調を崩した申立人父の療養看護のために退職を余儀なくされた申立人母の就労不能損害について、直接賠償手続において賠償済みの期間後である平成26年9月分から平成27年2月分まで賠償された事例

(ウ) 解雇その他の離職（再就職） 令和2年版168頁

【公表番号1564※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住し、自主的避難等対象区域（相馬市）内の漁業協同組合に勤務していたが、原発事故による同組合の規模縮小に伴い解雇され、その後、遅くとも平成24年5月までに他所に再就職した申立人の平成24年6月分から平成29年2月分までの就労不能損害について、漁港の復旧状況並びに申立人の再就職及び求職状況等を考慮し、原発事故前の給与と上記期間に再就職先から受給した給与との差額の一部（平成24年6月分から平成25年12月分までは10割、その後、1割まで漸減）が賠償された事例

【公表番号1571※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父及び母について、いずれも避難により退職を余儀なくされ、避難先で再就職するも減収が生じたとして、申立人父の就労不能損害として平成24年7月から同年12月まで「特別の努力」による避難後の実収入を控除しない賠償が認められるとともに、申立人母の就労不能損害として平成24年7月から同年12月までは減収分全額、平成25年1月から平成27年12月までは減収分を基礎に原発事故の影響割合（10割から1割まで漸減）を考慮した賠償が認められた事例

【公表番号1586※3】 原発事故に伴う避難により避難指示解除準備区域（南相馬市小高

区) 所在の就業先を退職し、避難先で平成24年4月に再就職した申立人の就労不能損害について、平成26年2月分までは原発事故前の収入の全額、同年3月分から平成27年2月分までは同収入と再就職後の収入との差額分が賠償された事例

【公表番号1617※1】 居住制限区域(浪江町)から避難し、避難先で再就職した申立人の就労不能損害について、夜勤の回数を増やすなど避難中の申立人の就労状況等を考慮して、平成27年3月分から同年12月分まで原発事故前収入額の8割から同期間中の収入額を控除した額が賠償された事例

【公表番号1662※1】 避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住し、同区域(楡葉町)において勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先の移転に伴い県外へ避難したが、勤務先が県内には戻らないことが決定したため平成25年6月に同勤務先を退職し、同年11月に再就職したことを考慮し、同年8月から平成28年12月までの就労不能損害(事故前収入との差額に、原発事故の影響割合として平成25年8月から同年12月までは10割、平成26年は8割、平成27年は5割、平成28年は3割を乗じた額)が賠償された事例

イ 追加的費用 令和2年版175頁

ウ その他 令和2年版176頁

(ア) 就労予定者 令和2年版176頁

(イ) 退職金差額 令和2年版176頁

(ウ) 帰還に伴う就労不能 令和2年版177頁

(エ) 特別の努力・中間収入の非控除 令和2年版177頁

【公表番号1571※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人の就労不能損害について、避難により退職を余儀なくされ、避難先で再就職するも減収が生じたとして、平成24年7月から同年12月まで「特別の努力」による避難後の実収入を控除しない賠償が認められた事例

【公表番号1586※3】 原発事故に伴う避難により避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)所在の就業先を退職し、避難先で平成24年4月に再就職した申立人の就労不能損害について、平成26年2月分までは原発事故前の収入の全額、同年3月分から平成27年2月分までは同収入と再就職後の収入との差額分が賠償された事例

(オ) その他 令和2年版180頁

1.1 検査費用(物)(中間指針第3の9) 令和2年版182頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版182頁

(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版182頁

【公表番号1666※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)において主に菌床しいたけ栽培業者向けのおが粉の製造販売等を営む申立人について、原発事故の影響によりおが粉の安全性を証明するための放射線検査の実施を余儀なくされたとして、平成29年7月から平成31年3月までに支出した同検査費用及び同検査実施のためのおが粉運搬費用の全額が賠償された事例

1.2 財物価値の喪失又は減少等(中間指針第3の10・第二次追補第2の4・第四次追補第2の2) 令和2年版183頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版183頁

(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版186頁

ア 管理不能等 令和2年版187頁

(ア) 価値喪失又は減少分 令和2年版187頁

【公表番号1685※1】 緊急時避難準備区域（川内村）において建築業を営む申立人が同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故後の避難のため、しばらくの間は作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかったため、管理できず使用不能になり、廃棄することを余儀なくされたとして、建築用木材の財物損害（見積相当額）全額の賠償が認められた事例

【公表番号1686※1】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人らが、地震で損壊した自宅屋根を原発事故のために修繕することができず、その間に生じた雨漏り等により汚損された家財（主として布製品）について、購入時価格についての裏付け書証までは存在しないこと、使用済みであること等を総合し、一般的な価格の14%相当額の賠償が認められた事例

(イ) 追加的費用 令和2年版189頁

【公表番号1685※1】 緊急時避難準備区域（川内村）において建築業を営む申立人が同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故後の避難のため、しばらくの間は作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかったため、管理できず使用不能になり、廃棄することを余儀なくされたとして、平成27年3月に支出した建築用木材の廃棄処分費用全額の賠償が認められた事例

【公表番号1699※2】 申立人らが浪江町内に有していた墓石の移転費用について、墓石解体費用の全額、避難先における墓石等建立費用の7割（ただし、既払金150万円を除く。）及び移設に伴う交通費が賠償された事例

イ 放射性物質曝露等 令和2年版190頁

(ア) 価値喪失又は減少分 令和2年版190頁

(イ) 追加的費用 令和2年版191頁

ウ 価値喪失又は減少の予防費用 令和2年版191頁

【公表番号1588※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）において申立人が所有し係留するプレジャーボートについて、避難により管理が不能となり、沈船する可能性があることから陸揚げを行ったとして、陸揚げに要した費用の5割が賠償された事例

エ 不動産 令和2年版192頁

(ア) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率 令和2年版192頁

【公表番号1579※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、自宅が特定避難勧奨地点に設定されたため避難をした申立人の財物（不動産）損害について、放射線量が高いという客観的状況を踏まえて避難が勧奨されている以上、その避難勧奨に基づき避難したことによる管理不能に係る損害は賠償されるべきとした上で、同設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて認定した価値減少率による価値減少を認めて賠償された事例

【公表番号1587※2】 緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）において飲食店を営んでいた申立人らの所有する建物（自宅兼飲食店店舗）の財物損害について、特定避難勧奨地点に設定されたことで利用も管理も相当困難であったとして、同地点に指定されていた期間等を基に一定の価値減少を認めて賠償された事例

(イ) 事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目

等) 令和2年版196頁

【公表番号1554※1】 避難指示解除準備区域(浪江町)に所在する申立人の所有に係る自宅周辺の土地の財物損害について、直接請求手続において山林であることを前提とした金額(約17万円)の賠償がされていたが、同土地について町から準宅地と認定されていたことのほか、航空写真、申立人作成の図面等から同土地の一部は雑種地であると判断し、同土地に対する既払賠償額を控除した115万円の追加賠償が認められた事例

【公表番号1556※1】 居住制限区域(浪江町)所在の申立人らが所有する2階建て建物(固定資産税名寄帳兼課税台帳における用途は倉庫)の財物損害について、東京電力に対する直接請求手続においては同建物全体が農業用倉庫であることを前提とした評価額に基づき賠償されたものの、同建物の2階部分は居住用としてリフォームされて居室や台所等が存在し、申立人らの子(申立外)が居住していたこと等から、同建物の2階部分が居住用建物としての機能と実態を有していたものと認めた上で、当該部分の床面積についての客観的資料が存しないことを併せ考慮して、同建物の延べ床面積のうち半分を居住用建物として算定した金額の9割と直接請求手続における既払金との差額分が賠償された事例

【公表番号1633※1】 居住制限区域(南相馬市小高区)内に所有する自宅建物に居住していた申立人らの財物損害(自宅建物)について、原発事故前にリフォーム工事を実施していたこと等を考慮して、新築後48年経過時の価値(残価)を新築時点相当の価値の3割として算定した額が賠償された事例

【公表番号1681※1】 申立人夫が所有する避難指示解除準備区域(浪江町)に所在する、登記上の地目は畑であるが、現況は空き地である土地について、同土地が用途地域内に所在し、隣接地(登記上の地目は畑であるが、現況は空き地であり、不動産鑑定士は宅地と評価した。)と一体として利用されていること及び間口の狭い旗竿地である形状等を踏まえ、上記隣接地の単価の8割で算定し、既払金を控除した金額が財物損害として賠償された事例

(ウ) 借地権 令和2年版201頁

(エ) その他不動産関連費用(修繕費用、高額設備、立木、墓、その他) 令和2年版202頁

【公表番号1607※1】 避難指示解除準備区域(浪江町)の賃借物件において飲食店を営む申立人の財物損害として、直接請求手続においては構築物であるから支払の対象とはしないとされた改装工事費用、電気工事費用及び給水設備費用分が、建物付属設備として賠償された事例

【公表番号1674※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らの自宅建物について、避難中の管理不能によりねずみの糞尿や雨漏りによる被害が生じるなどしたことから、同建物が特定避難勧奨地点のある行政区に存すること等をも踏まえ、平成27年5月頃及び平成29年9月頃に実施した修繕工事に係る費用の2割(ただし、既払金30万円を除く。)の賠償が認められた事例

(オ) 住居確保損害 令和2年版204頁

【公表番号1586※8】 避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住し、避難先で新たに土地及び建物を購入した申立人が所有する同区域内の土地及び建物の財物損害について、東京電力の平成26年4月30日付けプレスリリースに基づく住居確保損害として、東京電力が自認した金額のほか、申立人らの提出した資料を踏まえ、新住居の水道工事に関する費用の賠償が認められた事例

【公表番号1673※1】 申立人祖父と申立人父が共有する居住制限区域(浪江町)所在の不動産に係る住居確保損害について、東京電力の直接請求手続において支払われた不動産の財物賠償及び住居確保に係る費用の一部のほか、原発事故による避難後に申立人祖父

及び亡祖母が入居した老人ホームの平成25年12月分から令和元年10月分までの入居等費用が賠償された事例

(カ) 事業用不動産 令和2年版206頁

【公表番号1587※2】 緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）において飲食店を営んでいた申立人らの所有する建物（自宅兼飲食店店舗）の財物損害について、特定避難勧奨地点に設定されたことで利用も管理も相当困難であったとして、同地点に指定されていた期間等を基に一定の価値減少を認めて算定した金額から、平成22年分所得税青色申告決算書における減価償却費の5年分を控除した金額が賠償された事例

オ 動産 令和2年版208頁

(ア) 家財 令和2年版208頁

【公表番号1587※3】 緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された申立人らの自宅建物内の一般家財について、居住制限区域内の家財と同等の財物賠償がされた事例

【公表番号1588※1】 帰還困難区域（大熊町）に自宅を有する申立人の高額家財等に係る財物賠償について、申立人の陳述等を基に価格評価を行い、東京電力の直接請求手続において支払があった動産の一部（ピアノ、ひな人形等）に対して追加賠償がされ、また、同手続においては支払がなかった動産の一部（テレビ一式、薪ストーブ等）に対しても、同様に賠償がされた事例

【公表番号1596※2】 帰還困難区域（浪江町）の自宅に家財を残置し、直接請求手続において定額賠償を受けていた申立人が、特に高額の家財（テレビ、婚礼家具、ひな壇飾り、神棚、氏神）について、個別の財物賠償を受けた事例

【公表番号1664※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内に自宅を有していた申立人に対し、原発事故当時は妻子を自宅に残して避難指示等対象区域外に単身赴任をしていたものの、同自宅に家財を保管していたことを考慮し、40万5000円の財物賠償（家財）が認められた事例

【公表番号1681※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人夫婦が所有する社交ダンス用衣装7着について、提出された資料等から1着当たり10万円と評価し、財物損害として賠償された事例

【公表番号1686※1】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人らが、地震で損壊した自宅屋根を原発事故のために修繕することができず、その間に生じた雨漏り等により汚損された家財（主として布製品）について、購入時価格についての裏付け書証までは存在しないこと、使用済みであること等を総合し、一般的な価格の14%相当額の賠償が認められた事例

(イ) その他個人用動産 令和2年版211頁

(ウ) 事業用動産 令和2年版212頁

【公表番号1560※1】 帰還困難区域（浪江町）所在の申立人が所有する農機具の財物損害について、直接請求手続においては東京電力の評価に基づいて賠償されていたが、農機具の取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割として賠償額を約916万円と算定し、これより直接請求手続における既払分約253万円を控除した約663万円が追加賠償された事例

【公表番号1620※5】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの農機具に係る財物損害につ取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割、耐用年数を30年（トラクターは40年）として算定した金額から直接請求手続において支払われた金額を控除した234万8757円が賠償された事例

【公表番号1698※4】 居住制限区域（浪江町）において農業を営んでいた申立人の財物

損害（農機具）について、東京電力の算定に基づいて直接請求において賠償されていたが、賠償の対象となる農機具の範囲、取得価格、取得後原発事故までの経過年数、残価率等を見直した結果、約1170万円が追加賠償された事例

カ その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等） 令和2年版219頁

第2 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害 （中間指針第4） 令和2年版220頁

第3 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第5） 令和2年版222頁

1 中間指針等の整理 令和2年版222頁

2 当該指針等に関する和解事例 令和2年版223頁

(1) 営業損害 令和2年版223頁

ア 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分 令和2年版223頁

【公表番号1601※1】 県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売等を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた平成29年1月から同年12月までの逸失利益（原発事故の影響割合5割）等の賠償が認められた事例

【公表番号1665※1】 県南地域（白河市）においてしいたけ栽培等を営む申立人の平成30年分の営業損害（逸失利益）について、原発事故によって放射性物質に汚染されたほど木の廃棄が未了であり、平成31年4月時点でも収穫したしいたけから基準値を超える放射性物質が検出されたため出荷することができなかつたこと等から、同損害と原発事故との間に相当因果関係を認めた上で、申立人の米栽培事業は、原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、しいたけ栽培に係る営業損害の算定では考慮せず、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例

【公表番号1697※1】 茨城県において原木しいたけ栽培等を営む申立会社について、出荷制限・自粛を回避するために露地栽培から施設栽培に切り替えたことなどによって生産量が減少して減収が生じたとして、平成28年8月から平成30年3月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号1701※1】 自主的避難等対象区域（福島市）において農業を営む申立人らのユズに係る平成31年4月から令和2年3月までの営業損害（逸失利益）について、ユズに出荷制限が課せられていることや申立人らが提出した資料による立証の程度等を考慮し、申立人らの主張するユズの個数に基づく請求額の概ね5割の限度で賠償された事例

イ 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用 令和2年版228頁

【公表番号1567※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において農業を営む申立人について、平成27年5月に除染が完了するまで、田の作付制限により米の生産ができず、田面（本来、稲を作付けする箇所）が荒廃することを防止するため、平成23年3月から平成27年12月までの間、申立人自身で草刈り機を用いて田面の雑草・小木等を刈り取っていた作業の労賃相当額が営業損害（追加的費用）として賠償された事例

【公表番号1601※4】 県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売等を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なく

されたことにより生じた平成29年1月から同年12月までの防塵マスク購入費用、保管費用及び処分のための処分のための業務委託費の追加的費用（費用出捐の内容に応じて、必要性、相当性等を考慮し、支出額の2割ないし10割）等の賠償が認められた事例

【公表番号1640※1】 会津地方においてしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立会社の平成31年2月から3月までの間に購入した原木に係る営業損害（追加的費用）について、原発事故により原木の価格が高騰したとして、原発事故前の原木の単価と上記購入した原木の単価との差額に、申立会社が原発事故前に保有していた原木の本数である2200本ではなく、原発事故当時に有していた事業計画等を考慮して、実際に上記平成31年に購入した原木の全本数である6500本を乗じた額（ただし、原発事故の影響割合とした8割の限度）が賠償された事例

【公表番号1668※1】 栃木県内において腐葉土等の生産及び販売等を行うことを業としていた申立会社が、平成23年8月に申立会社が保管中であった腐葉土等の一部から国の定める暫定許容値を超える放射性物質が検出されたことを受けて平成28年に実施した腐葉土等の廃棄処分に係る費用について、申立会社が負担した処分費用の約9割に相当する3500万円が賠償された事例

【公表番号1697※2】 茨城県において原木しいたけ栽培業を営む申立会社について、出荷制限・自粛を回避するために平成25年2月から同年5月までの間に支出した人工ほだ場建設費用等の追加的費用（ハウス建設関連費用については原発事故の影響割合を3割として算定。）が賠償された事例

ウ 同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用 令和2年版229頁

【公表番号1612※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）においてきのこの加工販売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、取扱品目（出荷制限された原材料を使用した品目を含む）や原発事故後の事業所ごとの売上げ推移の状況、販売の形態及び事業所の位置等を考慮して、平成27年8月から平成29年7月まで、原発事故の影響割合を、本店分については6割又は5割、福島県内の加工所分については6割又は3割、福島県外の支店分については1割として、賠償された事例

エ 同指示等の解除後の減収分及び追加的費用 令和2年版229頁

【公表番号1567※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において農業を営む申立人について、平成27年5月に除染が完了するまで、田の作付制限により米の生産ができず、田面（本来、稲を作付けする箇所）が荒廃することを防止するため、平成23年3月から平成27年12月までの間、申立人自身で草刈り機を用いて田面の雑草・小木等を刈り取っていた作業の労賃相当額が営業損害（追加的費用）として賠償された事例

(2) 就労不能損害 令和2年版230頁

(3) 検査費用 令和2年版230頁

第4 その他の政府指示等に係る損害（中間指針第6） 令和2年版231頁

第5 いわゆる風評被害について（中間指針第7） 令和2年版234頁

1 一般的基準（中間指針第7の1） 令和2年版234頁

2 農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第7の2・第三次追補） 令和

2年版236頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版236頁

(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版239頁

ア 福島県内 令和2年版239頁

【公表番号1568※1】 原発事故当時、白河市で原木しいたけの栽培及び販売業を営んでいたが、しいたけの出荷停止措置や風評被害等の影響もあって平成25年5月から他の農産物の栽培に転じ、その後平成29年4月に廃業した申立人の営業損害について、原発事故前の平成20年分から平成22年分までの各年間利益の平均額を基準とした利益の減少額に、平成27年1月分から同年12月分まで原発事故の影響割合を5割、平成28年1月分から同年12月分まで同割合を2割5分として算定された額が賠償された事例

【公表番号1575※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）において農業を営んでいた申立人の、行政による出荷制限が課せられていない農作物（干し柿）に係る平成30年の営業損害（逸失利益）について、その他農産物の売上げを考慮すると増収が認められるものの、原発事故と相当因果関係のある風評被害による売上げの減少であると認めた上で、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例

【公表番号1601※1～※3】 県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売等を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた平成29年1月分から同年12月分までの逸失利益（原発事故の影響割合5割）のほか、樹皮及び木材の検査費用（費用出捐の内容に応じて、必要性、相当性等を考慮し、支出額の2割ないし5割）の賠償が認められた事例

【公表番号1604※1】 自主的避難等対象区域（福島市）において果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社が、原発事故により輸出先からの要請で作業場所を県外に変更することを余儀なくされたとして、平成26年6月から平成27年5月までの県外作業場への出張費用（原発事故前に出捐していた出張費用との差額）が賠償された事例

【公表番号1611※1】 緊急時避難準備区域（田村市）において山野草の販売・観覧等の事業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、顧客の多くが相双地域の居住者であって避難の継続を余儀なくされていた者が多かったこと、申立人の事業場所が旧警戒区域に近い山の中であること、田村市の原発事故後の観光客数が平成22年に比べて半減し、平成30年に至るまで全く回復していないなど風評被害が発生していること等を考慮して、平成29年1月分から平成30年12月分まで（原発事故の影響割合は、平成29年分については4割、平成30年分については2割）の賠償が認められた事例

【公表番号1651※1】 会津地方において材木の販売等を営む申立会社について、平成30年7月から平成31年3月まで、原発事故の影響割合を3割として、風評被害による営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号1680※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、副業として農業（米）に従事していた申立人の平成25年4月から平成27年3月までの営業損害（逸失利益）について、原発事故前の確定申告は申立外父の名義で行っていたものの、実際には申立人が農業に従事していたものと認め、原発事故前の売上高に米の全国平均価格係数を乗じた上で出荷経費を控除して算出した額に原発事故の影響割合として5割を乗じた額が賠償された事例

【公表番号1689※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）において魚介類の卸売り及び直売業並びに飲食業を営む申立人について、平成28年8月から平成30年7月までの営業損害（追加的費用）として、仕入先が遠方になったことや観光客の減少による売上げの減少を補うために営業時間を増加変更したことによって生じた人件費（給料手当等）の一部（原発事故の影響割合を期間及び費目に応じて1割ないし4割とする。）が賠償された事例

【公表番号1704※1】 福島県において水産物の加工業及び販売業等を営む申立会社が、原発事故に伴い平成29年3月から平成31年2月までの間に実施した放射線検査費用につい

て、原発事故の影響割合として、①輸出用製品分のうち規制国分については8割、無規制国分については5割、②国内用製品分については5割、③製造過程において使用する井戸水分については2割とそれぞれ考慮して算出した金額が賠償された事例

イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県 令和2年版246頁

【公表番号1578※1】 群馬県において米の自家販売を行っていた申立会社の平成26年産及び平成27年産の米に係る営業損害（逸失利益）について、安全・安心に特に関心が高い個人客が購入すると考えられる有機米と有機米以外の米との区別なく、個人客に対する販売に係る減収分は原発事故の影響割合を平成26年産分は7割、平成27年産分は5割として算定された金額が賠償されたほか、業者に対する販売に係る減収分についても原発事故の影響割合を平成26年産分は3割、平成27年産分は1割として算定された金額が賠償された事例

【公表番号1594※1】 茨城県において原木しいたけの生産販売業を営んでいた申立人らの風評被害に基づく営業損害（逸失利益）について、単に基準年度の売上高と請求年度の売上高との差額を基に算定するのではなく、原発事故当時の増産計画による売上げ増加の計画について実現の蓋然性を一部認め、その範囲の金額を基準年度の売上高に加算した金額と請求年度の実際の売上高との差額を算定し、その上で、平成30年1月分から同年12月分まで、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例

【公表番号1667※1】 岩手県で陶芸用の薪の加工販売業を営む申立会社が取引先からの要望により、平成30年8月から令和元年7月までに実施した薪の放射線量低減作業（樹皮の剥ぐ方法による。）について、作業の必要性や支出費用に関する資料の提出状況等を考慮し、作業に要した費用の約3分の1に相当する16万円が賠償された事例

【公表番号1684※1】 宮城県において川魚を養殖し、地元の観光宿泊施設等に販売していた申立人について、原発事故の風評被害により平成29年1月から同年12月までの間に減収が生じたことを認め、宮城県内の天然川魚の一部が依然として出荷制限となっていることや申立人の取引先の多くが所在する地区の観光客入込数が回復傾向にあること等も踏まえ、原発事故の影響割合を3割として上記期間の逸失利益が賠償された事例

【公表番号1697※1】 茨城県において原木しいたけ栽培業を営む申立会社について、原発事故の風評被害及び放射能汚染に起因する原木の供給量の低下による品質低下等によって減収が生じたとして、平成28年8月から平成30年3月までの逸失利益が賠償された事例

ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県 令和2年版252頁

【公表番号1672※1～※3】 栃木県内においてきのこ菌床栽培用のおが粉を生産・販売している申立人について、平成30年3月から平成31年3月までの製品検査費用（測定費用、検体送料）及び平成30年4月から平成31年3月までの原木の高圧洗浄作業に要した費用（人件費増加分、水道料増加分、フォークリフトのリース料。ただし、リース料の支払時期は平成23年5月から平成29年5月までのもの。）のほか、平成30年4月から平成31年3月までの逸失利益について原発事故の影響割合を2割として賠償された事例

3 観光業の風評被害（中間指針第7の3） 令和2年版254頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版254頁

(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版256頁

ア 福島県内 令和2年版257頁

【公表番号1611※1】 緊急時避難準備区域（田村市）において山野草の販売・観覧等の事業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、顧客の多くが相双地域の居住者であって避難の継続を余儀なくされていた者が多かったこと、申立人の事業場所が旧警戒区域に近い山の中であること、田村市の原発事故後の観光客数が平成22年に比べて半減し、平

成30年に至るまで全く回復していないなど風評被害が発生していること等を考慮して、平成29年1月分から平成30年12月分まで（原発事故の影響割合は、平成29年分については4割、平成30年分については2割）の賠償が認められた事例

イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県 令和2年版257頁

ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県 令和2年版259頁

4 製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第7の4） 令和2年版261頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版261頁

(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版262頁

ア 福島県内 令和2年版262頁

【公表番号1593※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）において工業製品の加工等を営んでいた申立会社について、主要な取引先が福島第一原子力発電所から一定の距離の範囲内で製造された製品の購入等を禁止する方針をとったことから、同範囲内に所在する複数の工場の機能を、同範囲外に所在する工場に移転したところ、劣化していた移転先工場の建物の屋根や浄化槽等の補修が必要となり平成28年9月から平成31年1月までに支出した補修費用につき、原発事故の影響割合等を考慮の上、およそ8割の賠償が認められた事例

【公表番号1609※1～※3】 自主的避難等対象区域（いわき市）において木材の製材、加工、販売を営む申立会社の平成27年4月から平成28年3月までの営業損害（逸失利益、検査費用、追加的費用）について、同期間の福島県産の製材出荷量やいわき市における木造建築の確認申請受付件数が原発事故前3か年の平均値よりも上回っていることが統計上うかがわれたものの、申立会社が顧客に対して行ったアンケート調査の結果等を踏まえ、検査費用及び追加的費用については全額が、逸失利益については原発事故の影響割合を、原発事故による影響が特に強いと考えられる商品に係る売上げの減少分については7割、その他の商品等に係る売上げの減少分については2割として算定した額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1612※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）においてきのこの加工販売等を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、取扱品目（出荷制限された原材料を使用した品目を含む）や原発事故後の事業所ごとの売上げ推移の状況、販売の形態及び事業所の位置等を考慮して、平成27年8月から平成29年7月まで、原発事故の影響割合を、本店分については6割又は5割、福島県内の加工所分については6割又は3割、福島県外の支店分については1割として、賠償された事例

【公表番号1678※1】 会津地方において下水汚泥処理事業等の複数の事業を営む申立会社の平成25年4月から平成28年3月までの下水汚泥処理事業に係る営業損害（逸失利益）について、上記期間の中には会社全体の売上高が事故前よりも増加している時期もあるものの、下水汚泥処理事業が他の事業とは工程及び人的・物的資源において独立していること等から、下水汚泥処理事業単体の売上高の減少額に基づいて算定するのが相当であるとした上で、原発事故の影響割合（8割）等を考慮して算定した金額が賠償された事例

【公表番号1679※1】 会津地域（南会津郡）において、農業体験等の田舎での生活を希望する顧客を対象とする不動産取引の仲介業等を営む申立人の平成27年8月分以降の営業損害（逸失利益）について、原発事故の風評被害による不動産取引の減少を踏まえ、年度ごとに原発事故の影響割合（5割から2割へと漸減）を考慮しながら損害額を算定し、当該算定額と直接請求手続における既払分（東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づいた直接請求に対して支払われた申立人の年間逸失利益の1倍相当額）との差額分が賠償された事例

【公表番号1688※1、※2】 自主的避難等対象区域（福島市）において食品の製造販売業

を営む申立会社について、東京電力の直接請求手続においては平成23年3月から同年8月までの営業損害（逸失利益）を算定するに当たり、貢献利益率を製造業の平均利益率である32%としたが、申立会社の実績による貢献利益率は上記よりも高いとして、これによる差額が賠償されたほか、平成28年7月から平成30年12月までの食品の製造過程で利用する井戸水の検査費用の約7割が賠償された事例

イ 福島県外 令和2年版267頁

5 輸出に係る風評被害（中間指針第7の5） 令和2年版270頁

6 その他風評被害 令和2年版273頁

第6 いわゆる間接被害（中間指針第8） 令和2年版275頁

1 中間指針等の整理 令和2年版275頁

2 当該指針等に関する和解事例 令和2年版275頁

【公表番号1566※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）において、工業製品等の卸売業を営んでいた申立会社について、取引先の事業者が有していた避難指示区域内の工場が操業を停止したことにより取引先を喪失したことを考慮し、平成27年8月分から平成28年4月分までの間接損害による逸失利益が認められた事例（原発事故による影響割合は、当初の6割から1割まで漸減）

【公表番号1599※1】 自主的避難等対象区域（田村市）内において、農業用肥料の製造、販売等を営む申立会社の平成27年9月分から平成30年4月分までの営業損害（逸失利益）について、販売地域内の一部作物については作付制限が出されていたこと等を考慮して原発事故と売上の減少との間に相当因果関係を認めた事例（特に原発事故の影響が強いと考えられる作物に係る肥料については、その影響割合を当初の5割から2割まで漸減。その他の作物に係る肥料等については、原発事故の影響割合を1割とし、終期を平成28年6月分までとした。）

【公表番号1611※1】 緊急時避難準備区域（田村市）において山野草の販売・観覧等の事業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、顧客の多くが相双地域の居住者であって避難の継続を余儀なくされていた者が多かったこと、申立人の事業場所が旧警戒区域に近い山の中であること、田村市の原発事故後の観光客数が平成22年に比べて半減し、平成30年に至るまで全く回復していないなど風評被害が発生していること等を考慮して、平成29年1月分から平成30年12月分まで（原発事故の影響割合は、平成29年分については4割、平成30年分については2割）の賠償が認められた事例

第7 放射線被曝による損害（中間指針第9） 令和2年版286頁

第8 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第10の1） 令和2年版287頁

第9 地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第10の2） 令和2年版289頁

1 中間指針等の整理 令和2年版289頁

2 当該指針等に関する和解事例 令和2年版290頁

(1) 財物損害 令和2年版291頁

【公表番号1648※1】 地方公共団体が所有する不動産（土地）の財物損害について、帰還困難区域内の土地については全損として評価した額が、避難指示が解除された区域内の土地については申立人の行政財産使用料条例による使用料相当額に利用阻害期間（避難指示期間。公営住宅の底地等、個別に避難指示期間に1年を加える不動産もある。）を乗じた額（ただし、原発事故前から分譲申込みを受けていた不動産については、全損として評価した額）が、賠償された事例

(2) 民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害 令和2年版291頁

(3) 被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用 令和2年版291頁

(4) それ以外の損害 令和2年版292頁

ア 測定経費 令和2年版292頁

イ 機器購入費 令和2年版292頁

ウ 除染費用 令和2年版292頁

エ 広告費用 令和2年版292頁

オ 旅費・交通費 令和2年版293頁

カ 人件費 令和2年版293頁

キ その他損害 令和2年版293頁

第10 自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第3） 令和2年版294頁

1 中間指針等の整理 令和2年版294頁

2 当該指針等に関する和解事例 令和2年版298頁

(1) 対象区域 令和2年版298頁

(2) 対象者 令和2年版301頁

(3) 損害項目 令和2年版303頁

ア 避難及び帰宅に要した移動費用 令和2年版303頁

【公表番号1565※3】 父が自主的避難等対象区域（郡山市）に残り、母（原発事故当時妊婦であり、避難先において第二子を出産した。）と未成年の子1名が東京都に避難していた申立人ら4名について、平成23年3月から帰還した平成25年3月までの避難費用（避難交通費、引越関連費用及び一時帰宅費用）が賠償された事例

【公表番号1602※3】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人ら（大人2名、子3名）について、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用（一時帰宅費用）が賠償された事例

【公表番号1626※3】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（大人4名）について、平成23年3月から同年7月までの移動交通費、一時帰宅費用等の避難費用が賠償された事例

【公表番号1631※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難先を変更しながら避難を

- 継続した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は原発事故後に避難先で出生））について、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用（移動交通費等）が賠償された事例
- 【公表番号1634※2】 自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用（月額3万円）のほか、一時帰宅費用、引っ越し費用が賠償された事例
- 【公表番号1636※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子（成人）の療養体制の確保等のため平成23年6月に避難を開始した申立人らについて、平成23年6月から同年8月までの避難費用等が賠償された事例
- 【公表番号1642※1】 自主的避難等対象区域（桑折町）から母と子2名で新潟県及び山形県へ自主的避難を実行し、父のみ事故時住所地にとどまった申立人らについて、平成24年1月から平成27年3月までに支出した一時帰宅費用及び平成31年3月に自宅に帰還した際の帰宅関連費用が賠償された事例
- 【公表番号1652※3】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人らについて、平成23年3月から平成25年12月までの避難費用（避難交通費及び宿泊費等）が賠償された事例
- 【公表番号1657※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は平成25年出生））について、平成23年3月から平成27年3月までの生活費増加費用（家財道具購入費用等）及び避難費用（住居費、一時帰宅費用等）が賠償されたほか、子3名及び妊娠期間中の申立人母に対し、平成24年1月から平成27年3月まで（平成25年出生の子1名及び申立人母については、上記期間のうちの一部期間）の避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1670※4】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父、母、子及び別世帯の祖父）について、避難費用が賠償された事例
- 【公表番号1683※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら（父子）について、平成23年3月分から平成27年3月分までの避難費用が賠償された事例
- 【公表番号1705※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた成人である申立人が、原発事故直後の平成23年3月に1週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活し、その後の同年7月に福島県外に避難したところ、これらの避難に伴う一連の移動に合理性を認めて同年3月から同年7月までの避難費用（移動交通費）及び生活費増加費用（家財道具購入費）が賠償された事例

イ 生活費増加費用 令和2年版311頁

- 【公表番号1561※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）に原発事故当時に居住していたところ、申立人母及び未成年の子2名が関西地方に避難し、申立人父が相馬市内に継続して生活した申立人らについて、平成26年3月までの面会交通費実費（新幹線及び飛行機代金相当額並びにガソリン費用）、住居費増加費用及び二重生活に伴う生活費増加費用（月額3万円）が賠償された事例
- 【公表番号1565※4】 父が自主的避難等対象区域（郡山市）に残り、母（原発事故当時妊婦であり、避難先において第二子を出産した。）と未成年の子1名が東京都に避難していた申立人ら4名について、平成24年1月から帰還した平成25年3月までの生活費増加費用（家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加費用及び面会交通費）が賠償された事例
- 【公表番号1576※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）から中国地方に避難した申立人ら（父母及び子2名。子は原発事故時3歳と1歳）について、平成25年10月から平成27年3月までの生活費増加費用（駐車場代）が賠償された事例
- 【公表番号1590※3】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、原発事故後も避難をし

なかった申立人らについて、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培し生活していたが、原発事故後は、畑の放射性物質の汚染から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用（自家消費野菜）として、平成24年1月分から平成27年3月分まで月額6500円が賠償された事例

【公表番号1626※3】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（大人4名）について、平成23年3月から同年7月までの面会交通費、家財道具購入費及び住居費等の生活費増加費用が賠償された事例

【公表番号1627※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成24年1月から同年3月までの生活費増加費用（保育料及び家賃の各増額分）及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号1631※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難先を変更しながら避難を継続した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は原発事故後に避難先において出生））について、平成23年3月から平成27年3月までに支出した生活費増加費用（住居費、家財道具購入費、二重生活に伴う増加分）が賠償された事例

【公表番号1634※2】 自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰宅をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用（月額3万円）のほか、一時帰宅費用、引っ越し費用が賠償された事例

【公表番号1636※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子（成人）の療養体制の確保等のため平成23年6月に避難を開始した申立人らについて、平成23年6月から同年8月までの避難費用等が賠償された事例

【公表番号1642※1、※2】 自主的避難等対象区域（桑折町）から母と子2名で新潟県及び山形県へ自主的避難を実行し、父のみ事故時住所地にとどまった申立人らについて、平成24年1月から平成27年3月までの生活費増加費用として、原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたこと等を考慮した月額9500円の食費増加分、二重生活となったこと等を考慮した生活費増加分月額3万円並びに避難先で子らが入園した幼稚園の授業料と原発事故前に通園していた幼稚園の授業料との差額から自治体の補助費を控除した68万9700円がそれぞれ賠償された事例

【公表番号1647※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人らについて、原発事故前は申立人らが自宅付近の畑で自分たちが食べるのに十分な自家消費野菜を栽培していたところ、原発事故後、周辺の放射線量が高く、同畑を除染して貸主に返還することになったことや、同畑除染後の放射線量の検出の状況等により、自家消費野菜の栽培を再開することができなくなったこと等を考慮し、野菜を購入する費用が増加したとして、平成24年1月から平成27年3月までの生活費増加費用25万3500円が賠償された事例

【公表番号1652※3】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人らについて、平成23年3月から平成23年12月までの生活費増加費用（二重生活によるもの等）が賠償された事例

【公表番号1657※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は平成25年出生））について、平成23年3月から平成27年3月までの生活費増加費用（家財道具購入費用等）及び避難費用（住居費、一時帰宅費用等）が賠償されたほか、避難雑費が賠償された事例

【公表番号1670※4】 父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と子が自主避難した申立人らについて、平成24年1月から同居する平成24年9月までの二重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費、避難雑費が賠償された事例

【公表番号1680※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から当初は母子のみ、後には父も避難した申立人ら（父母及び子2名）の平成23年3月から平成27年3月までの生活費増

加費用として、二重生活をしていた平成23年6月から平成25年3月までの間の面会交通費や生活費増加分（月額3万円）のほか、原発事故前は自家消費していた米及び野菜について購入することを余儀なくされたことによる費用（野菜購入費分として月額6500円、米購入費分として月額3000円）等が賠償された事例

【公表番号1682※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが他県に避難した申立人ら（父母及び子1名）について、平成27年3月分までの生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分）のほか、父が自動車で避難先の母子に面会した際に利用する月極駐車場代についても、同駐車場の使用頻度等を考慮して、同月分まで5割の限度で賠償された事例

【公表番号1683※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら（父子）について、平成23年3月分から平成27年3月分までの生活費増加費用（家賃差額分、子の避難先学校の制服購入費、二重生活による増加分）が賠償された事例

【公表番号1705※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた成人である申立人が、原発事故直後の平成23年3月に1週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活し、その後の同年7月に福島県外に避難したところ、これらの避難に伴う一連の移動に合理性を認めて同年3月から同年7月までの避難費用（移動交通費）及び生活費増加費用（家財道具購入費）が賠償された事例

ウ 精神的損害 令和2年版321頁

【公表番号1589※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らのうち、原発事故当時80歳台で要介護1であったものの、避難直後に要介護3の認定を受けた申立人の平成23年3月分から同年8月分までの精神的損害（増額分）として10万円、避難先で同人の介護を余儀なくされた申立人3名の同期間の精神的損害（増額分）として主たる介護者1名について4万円、従たる介護者2名について各2万円の賠償が認められた事例

【公表番号1630※1】 自主的避難等対象区域（福島市）の自宅から避難をしようと考え、先行して、別の自主的避難等対象区域（須賀川市）で生活している親族を自宅に移動させたものの、同親族がり患していた認知症の症状が悪化したため避難を断念せざるを得ず、介護の負担も増大した申立人について、親族を自宅に移動させた時点で避難の着手が認められるとして、平成23年3月から同年5月までを対象に、精神的損害の増額分として一時金6万円が賠償された事例

【公表番号1636※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子の療養体制の確保等のため平成23年6月に避難を開始した申立人らについて、申立人子の精神的損害（増額分）として、一時金10万円が賠償された事例

【公表番号1652※4】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人らについて、子は発達障害を抱えながらの避難であり、母も子を介護しながら避難を行ったこと等の事情を考慮し、平成23年3月から平成23年12月までを対象に、精神的損害の増額分として母子合計で一時金3万円が賠償された事例

【公表番号1670※2】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、乳幼児）のうち、避難指示区域内の病院に脳梗塞により入院中であつた別世帯の祖母の原発事故に伴う転院先の確保や避難先での介護等を担った申立人母について、精神的損害（増額分）として一時金4万円が賠償された事例

エ 生命・身体的損害 令和2年版328頁

【公表番号1561※2】 自主的避難等対象区域（相馬市）から関西地方に避難した申立人母が平成28年5月頃に避難先で受診した甲状腺検査に要した費用が賠償された事例

【公表番号1602※4】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人ら（大人2名、子3名）について、平成24年12月から平成31年3月までの生命・身体的損害（甲状腺検査等の検査費用及び通院交通費）が賠償された事例

オ 除染費用 令和2年版330頁

【公表番号1600※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する合計5世帯14名の申立人らが平成23年11月頃に共同で実施した除染費用について、申立人らが自ら行った除染作業の労賃（1人当たり、作業内容に応じて1日当たり1万円、半日当たり5000円又は1時間当たり1000円）及び高所作業車等のリース代が賠償されたほか、業者に依頼した除染作業の費用の全額が賠償された事例

【公表番号1626※4】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（大人4名）が業者に依頼して平成23年12月頃に実施した除染（コンクリート、ブロックの敷設等を含む。）の費用について、必要性、相当性を認めた上で、資産価値が増加したことを考慮して、業者に対する支払額195万円の7割相当額が賠償されたほか、自主除染に係る費用が賠償された事例

【公表番号1630※2】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人らについて、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用の賠償が認められた事例

カ 財物損害 令和2年版333頁

キ 就労不能損害 令和2年版333頁

【公表番号1626※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難したために、定年前に退職せざるを得なかった申立人の平成23年3月から同年7月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1634※3】 自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用や一時帰宅費用及び引っ越し費用のほか、避難に伴い失職した父母それぞれに対して原発事故前の平均月収の6か月分相当額の就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1657※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らのうち、会社員であった申立人父について避難に伴う失職により減収が生じた平成23年3月から同年4月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1670※3】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、当初は、申立人父は自宅に残り、申立人母子のみが自主避難をしていたが、合流するために勤務先を変更した申立人父の就労不能損害として、転職した平成24年12月から平成25年5月までの6か月間の減収分が賠償された事例

【公表番号1683※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら父子のうち申立人父の就労不能損害として、6か月分の減収相当額が賠償された事例

ク 避難雑費 令和2年版336頁

【公表番号1561※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）に原発事故当時に居住していたところ、申立人母及び未成年の子2名が関西地方に避難し、申立人父が相馬市内に継続して生活した申立人らについて、平成26年3月までの生活費増加費用（面会交通費、住居費、二重生活費増加分）のほか、子2名に対する避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例

【公表番号1565※4】 父が自主的避難等対象区域（郡山市）に残り、母（原発事故当時妊婦であり、避難先において第二子を出産した。）と未成年の子1名が東京都に避難していた申立人ら4名について、平成24年1月から平成25年3月までの避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例

【公表番号1576※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）から中国地方に避難した申立人ら（父母及び子2名。子は原発事故時3歳と1歳）について、避難雑費（子1名当たり、当初は月額2万円、後に月額1万4000円）が賠償された事例

【公表番号1627※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成24年1月分から同年3月分までの生活費増加費用（保育料及び家賃の各増額分）及び避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例

【公表番号1631※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難先を変更しながら避難を継続した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は原発事故後に出生））のうち、子2名については平成24年1月から平成27年3月までの、原発事故後に出生した子1名については出生時から平成27年3月までの、避難雑費（子1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万円）が賠償された事例

【公表番号1634※2】 自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、子2名及び妊娠期間中の申立人母に対し、平成24年1月から平成27年3月まで（1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万4000円。平成25年出生の子1名及び申立人母については、上記期間のうちの一部期間）の避難雑費が賠償された事例

【公表番号1642※1】 自主的避難等対象区域（桑折町）から母と子2名で新潟県及び山形県へ自主的避難を実行した申立人らについて、平成24年1月から平成27年3月に生じた避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例

【公表番号1657※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は平成25年出生））について、平成23年3月から平成27年3月までの生活費増加費用（家財道具購入費用等）及び避難費用（住居費、一時帰宅費用等）が賠償されたほか、子3名及び妊娠期間中の申立人母に対し、平成24年1月から平成27年3月まで（1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万4000円。平成25年出生の子1名及び申立人母については、上記期間のうちの一部期間）の避難雑費が賠償された事例

【公表番号1670※4】 父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と子が自主避難した申立人らについて、平成24年1月から同年9月までの二重生活に伴う生活費増加費用及び面会交通費のほか、平成24年1月から平成27年3月までの避難雑費（子1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万4000円）が賠償された事例

【公表番号1680※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から当初は母子のみ、後には父も避難した申立人ら（父母及び子2名）について、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用及び生活費増加費用等のほか、平成24年1月から平成27年3月までの避難雑費（子1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万4000円）が賠償された事例

【公表番号1682※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが他県に避難した申立人ら（父母及び子1名）について、平成27年3月分までの生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分）及び避難雑費（子1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万4000円）等が賠償された事例

【公表番号1683※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら（父子）について、平成23年3月から平成27年3月に生じた避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例

ケ その他損害 令和2年版342頁

【公表番号1657※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らのうち、化粧品販売業を営んでいたが避難に伴い営業不能となった申立人母について平成23年3月から同年9月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

(4) その他論点 令和2年版342頁

【公表番号1627※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成24年1月分から同年3月分までの生活費増加費用（保育料及び家賃の各増額分）及び避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例

【公表番号1705※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた成人である申立人が、原発事故直後の平成23年3月に1週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活し、その後の同年7月に福島県外に避難したところ、これらの避難に伴う一連の移動に合理性を認めて同年3月から同年7月までの避難費用（移動交通費）及び生活費増加費用（家財道具購入費）が賠償された事例

第11 その他 令和2年版345頁

1 除染費用（中間指針第二次追補第4） 令和2年版345頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版345頁

(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版347頁

ア 避難等対象区域に係る事例 令和2年版347頁

【公表番号1603※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定された申立人らについて、自宅兼事業所の放射線量を計測する目的で購入した放射線測定器の購入費用25万円のうち直接請求における既払金10万円を除く15万円が賠償された事例

【公表番号1656※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、平成25年に実施した自宅敷地の表土除去及び立木伐採等の除染費用が賠償された事例

【公表番号1694※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住する申立人らが、平成27年に除染目的で行った住居周辺の屋敷林の伐採及び整地作業について、立証の程度等を考慮し、業者に依頼した部分に係る支出費用、申立人ら自身や近隣住民が実施した部分に係る労賃分等のいずれについても5割の限度で賠償された事例

イ 避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例 令和2年版349頁

【公表番号1600※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する合計5世帯14名の申立人らが平成23年11月頃に共同で実施した除染費用について、申立人らが自ら行った除染作業の労賃（1人当たり、作業内容に応じて1日当たり1万円、半日当たり5000円又は1時間当たり1000円）及び高所作業車等のリース代が賠償されたほか、業者に依頼した除染作業の費用の全額が賠償された事例

【公表番号1643※1】 自主的避難等対象区域（福島市）において果樹園を営む申立人について、高圧洗浄による除染によってぶどうの木が枯死したため新たに苗木を植え替えたが、植え替えた苗木が成木になるまでの間、当初3年間は果実の収穫が得られず、4年目から6年目までも収穫量が減少したことによる平成27年9月から令和元年8月まで（植替え後3年目から6年目まで）の減収分として、枯死したぶどうの木から得られたであろう金額と植え替え後の苗木から得られた金額との差額が賠償された事例

【公表番号1667※1】 岩手県で陶芸用の薪の加工販売業を営む申立会社が取引先からの要望により、平成30年8月から令和元年7月までに実施した薪の放射線量低減作業（樹皮の剥ぐ方法による。）について、作業の必要性や支出費用に関する資料の提出状況等を考慮し、作業に要した費用の約3分の1に相当する16万円が賠償された事例

【公表番号1672※2】 栃木県内においてきのこ菌床栽培用のおが粉を生産・販売している申立人について、原木の高圧洗浄作業に要した費用として、平成30年4月から平成31年3月までの人件費増加分及び水道料増加分並びに平成23年5月から平成29年5月までのフォークリフトのリース料が賠償された事例

2 弁護士費用 令和2年版355頁

3 遅延損害金 令和2年版357頁

4 立証方法等（集団案件含む。） 令和2年版359頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版359頁

(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版359頁

【公表番号1584※1】 特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた住民38名からの申立てについて、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして同地区住民の生活状況の変化、避難状況、自家消費米又は野菜を耕作していた田畑の除染状況、放射線に関する情報を調査するという審理方法により、申立人ごとに田畑の除染時期から1年後（最長で平成29年3月分）まで、食費増加費用（世帯人数に応じ、米について年額4万円又は6万円、野菜について年額8万円又は12万円）の和解案を提示し、集団的解決が図られた事例